

令和5年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第14号

令和5年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月22日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年3月6日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第1回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月7日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

4番 常 包 恵 5番 京 兼 愛 子

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、常包恵君、5番、京兼愛子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

6番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。

高篠や四条の水田には麦が青々と本当に見事な讃岐平野を演出しております。私のところの樅ノ木峠の向こうの追上集落では、土地改良がのり面シートをしっかりと用意してくれまして、11月の最終の土日から2月の中旬まで、毎土日にシート張りをやり続けました。私の手はかさかさ、足腰へとへとですけど、立派になりました。我が追上集落へ来てください。

この前、日曜日、仲南の運動公園へ行ったら、車がようけ止まっとる。どうしたんかな思ったら、今治から、徳島県板野から、そして倉敷から、我が満濃中学校野球部と試合しよったんですね。中学生たちはよう努力しよる。熱心に世話する人がおる。私も試合を一生懸命見ました。我が町の未来は明るいぞと、こう思ったわけです。

ところが、今、人口一万七千数百人ですが、15年たったら1万2,000人になるんですね。中学生は、今、1学年140人、160人おるんですが、去年とおととし90人、91人、生まれとるんですね。90人で6小学校体制で、合併した地域編成を見直さない

かんのかな。大きな問題やな。

ところで、農業は麦は青々なんやけど、農家数がここ10年間で27%減、耕地29%減、販売農家数39%減です。弱ったな、どなんすりゃ、これが私の1問目です。担い手対策の現状と課題を問う。総理の農業・農村基本法の改定への指示をどう理解してるのか。また、本町独自の政策立案と推進を求める。

そして、再質問の1、県の農業・農村基本計画の多様な担い手育成方針をどう掌握して、具体策を講ずるつもりなのか、町長の事務方との研究した答弁を求めます。

タブレットを御用意ください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林昌秀議員の、担い手対策の現状と課題を問う。総理の農業・農村基本法改定指示をどう理解しているのか。本町独自の施策立案と推進を求めるとの御質問にお答えいたします。

食料・農業・農村基本法は国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することなどを目的として平成11年に制定されております。同法においては、不測時における食料安全保障に関する規定を設け、不測時において国が必要な施策を講ずることを明らかにしているところでございます。

現在、気候変動への対応や不安定な国際情勢などによる食料の安定的な供給の確保など、農業を取り巻く課題が大きく変わっておりますが、農業政策の指針となる「食料・農業・農村基本法」は施行以来一度も改正されることなく20年以上が経過しております。このため、政府は食料安全保障の強化を図るとともに、一次産業の持続的な成長を推進する必要があるとして、基本法の改正に向けて検討を進めており、農林水産省が設置した食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会で議論を進め、令和5年度中に改正となる見込みでございます。

現在の農業施策はこの基本法に基づいて実施されておまして、食料の安定供給の確保、多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の四つの基本理念の実現に向けた施策となっております。令和5年度以降の農林水産政策4本柱の主な施策につきましては、食料安全保障の強化、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物や食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化が示されております。

本町においても、基本法の理念などに基づいて様々な農業施策を実施しておりますが、とりわけ農業の担い手の育成や確保には少子高齢化などにより苦慮しているところです。

さきに述べました基本法の四つの基本理念の中に多面的機能の十分な発揮や農村の振興がありますが、農家の方だけでなく、農村地域で生活する全ての方々に基本法の理念について理解していただく必要があると考えております。

農業の労働力不足が深刻化する中、家族経営における後継者などへの確実な経営承継に加え、兼業農家なども軸とした継続可能な経営体づくりなど、地域農業を担う者の確保や

育成に向けた取組や、管理できなくなった農地や土地改良施設の保全活動、有害鳥獣対策など、地域ぐるみの共同活動がますます重要になってくると考えております。

こうしたことから、地域が抱える現状や課題を整理した上で、担い手の方だけでなく、水利関係者や自治会の代表者など、幅広い意見を取り入れながら話し合い、将来の地域農業の在り方や課題解決策を決めるため、農業に関する地域計画の策定に着手しているところでございます。

この地域計画の策定に当たりましては、農業委員会が推進母体として実施しており、これまでの人・農地プランからより発展的に農地の保全や活用が図られるものと期待しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、県の農業・農村基本計画の多様な担い手育成方針をどう掌握して、具体策を講じるつもりかとの御質問にお答えいたします。

香川県農業・農村基本計画の中で示されています担い手の確保や育成の方針にありますとおり、まんのう町においても例外なく担い手の確保や育成が急務であることは御承知のとおりでございます。

農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくりを実現するために、農業関係機関と連携しながら、新規就農者の育成や農業集団の育成に対して農業次世代人材投資基金などを活用し、就農直後の経営確立を支援するなど、あらゆる農業施策や支援を進めていく所存でございます。

また、新規就農者が抱える様々な農業課題には、地域からの指導や助言をいただくために、従来の人・農地プランから、先ほど述べました農業に関する地域計画の策定の中で、地域農業集団づくりを推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 首相が農業の基本法を改正すると。これは現行の農業・農村基本法、食料の法律は専業農家、ビジネスとしての農業だけ支援する方向だったですね。そしたら、うちの町、認定農業者七十数件から、合併以来、一つも動かん。法人営農は、今、29ですかね。公式に普及センターが指導に来るのは100件ぐらいの経営主体しか行けないと。グループ化するとか集落営農とかの方法がありますけど、随分、零細農業、香川県は二種兼業王国で、商売人も田んぼ持つとる、おじゅっさんも学校の先生も役場の職員も田んぼをしようという兼業農家王国ですね。それがほったらかされたんじゃないかと、こういうことであります。

県の農業・農村基本計画は多様な担い手育成方針として、半分農業をしとる人も援助せんかという方向にかじを切りましたね。もう担い手3本柱ではいかんのだと、ここでありまます。

そこで、本町の農業の作付動向、県の農政幹部は香川県で200ヘクタール、毎年、耕作放棄地が増えよると。400ヘクタール、稲の作付が減りよると、顔を引きつらせとるんですね。本町の稲の作付動向をタブレットに載せてくれとるんで、それをちょっと

町長説明願えますか。野菜のところは時間がないので、タブレットに載っております。みんな見てください。定例会農林課資料です。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、本町の稲の作付と耕作放棄地の推移の報告を求める。担い手への集積の進捗を問うとの御質問にお答えいたします。

まず、タブレットに推移をグラフ化したものを掲載しておりますので、御確認ください。定例会関係フォルダの令和5年フォルダの中にある第1回定例会フォルダの農林課資料をお開きください。自家消費米や縁故米の数値の把握は困難でありましたので、作付面積、収量、販売額はJA香川県からの提供資料でございます。

本町の水稲作付面積につきましては、地籍調査の成果や農地転用などにより年々減少傾向にあります。耕作放棄地、いわゆる遊休農地の面積は若干増えつつあるものの、ここ数年間の数値は横ばいとなっておりますが、遊休農地の発生や防止に向け、農業委員会と連携を取りながら、農業に関する地域計画の策定の中で耕作者の確保に努めてまいります。

次に、担い手への集積の進捗について御報告いたします。

担い手への農地集積率につきましては、現在、25%を超えており、向上傾向にあります。しかしながら、担い手数は限られていることから、集積率は鈍化する懸念もございます。本町では集積率40%を目標として、農業委員会を中心に農地利用の最適化に努めておりますので、担い手の確保や育成は継続して推進する必要があります。

特に新規就農者の育成につきましては課題も多く、中讃農業改良普及センターや香川県農地機構などの関係機関と連携しながら、サポート体制を強化、維持しながら、就農から定着に向けた取組を推進してまいりますので、御理解お願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 9月議会の報告では、令和3年度に新規就農の相談があったのは年間5件だということですね。それがどれだけ就農したか分かりません。

それから、町長の今の報告によりますと、25%、担い手、認定農業者や法人営農に農地が集まると。75%は担い手外であって、農業経営改良普及センターの指導対象外であり、担い手への支援ガイドに載ってる多様な政策メニューの対象外です。グループ化とかで可能になりますけど、75%の農地はほったらかされとるという状態が二十何年続いた。これが今、夏、セイタカアワダチソウが育ち、つる草が伸びている讃岐平野になっているのではないのか、こういうことでもあります。担い手対象だけに支援をしてたんではいかんのじゃと。75%ほったらかしとったんやと。25%から40%になかなかいかんですよね。

定年退職した人や商業しながら兼業でやってる人やそういう人たちを支援対象にする町の独自の政策、国、県の政策から落ちこぼれた隙間を埋める仕組みをつくれんかというのが私の質問のあれです。これも何遍も言っとるんですけどね。

農振計画の特定作物ごとに関係者の協議の場を求めていますどうか。ブロッコリー栽培農家

の会に普及センターと農協と役場とが寄って相談する、作物ごとに。何が課題やと、役場の職員がいて、ブロッコリー担当がいて。アスパラガス担当を役場の職員に1人つくって。それがずっといて、役場が何をできるか考える。こういう体制を取ったらどうかという提案であります。

新規就農者も年齢制限がぴしゃっと輪切りで、800万円の新規就農のお金はくれん。これが段階的にしたらどうか、こういうことであります。

経営規模や担い手対象になる400万円少々の販売額の計画を立てられる人はめったにおりませんから、そうならん規模も町が独自施策で援助したらどうかということでもあります。

町長、再質問の5、6、7番目であります。経営累計や規模、営農計画のミニチュア版も段階的に、丸ごと上げんでもええけど、やったらどうか。県の担い手対策の対象から落ちた人に町が援助したらどうかということでもあります。再質問の5、6、7をお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町農業振興地域整備計画書にあります特定作物につきましては、既にそれぞれの品目別に協議会や部会がありまして、水田活用では地域農業再生協議会で年間計画などを取りまとめておるほか、作品目別に部会などがあり、販売計画などを協議しているところでございます。

また、畜産関係では町畜産クラスター協議会で畜産の振興を推進しており、町内には特定作物以外にも薬草部会やカリン生産者会、キャベツ部会などもあり、農地の効率的な利用の促進が図られているところでございます。

今後、農地利用の最適化を推進するためには、土地利用型農業の確立が重要でありますので、まずは農業に関する地域計画策定の過程で地域課題への取組を進めてまいりたいと考えております。

また、新規就農者の農業技術向上を支援するための年齢要件はありませんが、認定新規就農者の対象要件は原則18歳以上45歳未満の方や農業に関する特定の知識や技能を有する65歳未満の方、法人にあっては、前述の方が役員の半数を占めていることとなっております。

現在、農業従事者の高齢化や減少によりまして労働力不足が進む中にあり、新規就農者などの担い手の確保は重要な課題となっているところでございます。これまで新規就農相談に訪れる人材は年間5件ほどございまして、中讃農業改良普及センターや香川県農地機構などの関係機関と連携しながら、相談から就農までサポートを行っておりますので、今後も継続的にサポート体制を強化、維持しながら、就農から定着に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

また、認定農業者につきましては、要件といたしまして、営農の実績を基に5年間の営

農計画書を作成する中で、所得320万円を目指す意欲的な方を農業委員会と相談して決定しているところでございます。

経営規模や営農類型並びに営農計画書の記載内容のみで認定しているということではなく、経営規模拡大を目指し、営農に意欲的な方を認定の対象としているところであり、今後も地域農業の中核を担っていただく大変重要な方々でありますことは御案内のとおりです。

一方で、2020年の農林業センサスの結果を見ますと、2015年から5年間の間に農家数が約17%減少している現状を踏まえ、農業経営の発展に意欲的な兼業農家や定年帰農者などを地域の中核的な農家として位置づけを行い、農業委員会が現在作成しております農業に関する地域計画案に中心経営体として位置づけして、速やかに地域農業の発展を図りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 新規就農は45歳で打ち切りですね。46歳、47歳の人にはちょっと引いて援助してやったらええやないか。町で仕組みつくらんかというのが提案です。

それから、320万円の営農計画をつくれるかいうたって、つくれる人はめったにおらん。これが250万円しか売上げの予定ない人にはちょっと下げて助成したらどいやと。これを町の独自施策でやれるんじゃないかと。これが私の提案であります。

続けば、40万円の事業費にならなんだら農業災害の対象にならん。崩れたらほったらかす。荒れ地になる。それを町が救ったらどいや。産直市に出荷しとったら援助してやったらどいや。

それから、新技術や施設園芸をやったり、新產品、新たな開発でやったら、規模が小さくてもやってあげたらええやないかと。

それから、隣接農地、近所の二、三軒のを集めて、認定農業者になるほどでないけどやとる人、それも親が残したトラクターがめげたら、中古を買ったらその何割かを援助してやるという仕組みがあつてええんじゃないかと。役場をやめた人と農協をやめた人と郵便局をやめた人と先生をやめた人が農業をせななんだらわやですね。今までのところ25%の人しかこの担い手支援政策になってない。これを町の独自政策でやりませんかということでもあります。

認定農業者、法人営農と集落営農の経営主体と農地集積の今後の展望を求めます。今後、町長、どなんなると見とるんか、これをお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

認定農業者をはじめとする担い手の多くは土地利用型農業、いわゆる米麦中心の営農となっており、担い手への農地集積につきましては、現在、25%を超えており、向上傾向にあります。担い手数は限られておりますことから、集積率が加速的に向上するとは考えにくい状況下にあります。

本町では、集積率40%を目標として、農業委員会を中心に農地利用の最適化に努めておりますので、担い手の確保や育成は継続して推進する必要があります。加えて、農業に関する地域計画策定に併せて、担い手以外でも経営規模拡大を目指す方を地域農業を担う農業経営者として位置づけながら、効率的な農地利用の最適化を目指すことにいたしておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長が最後におっしゃったことは、前回も丁寧に説明していただいておりますけど、要は担い手対策の落ちこぼれを救わんかいということです。それが75%の農地を担うんですから、これを放っておいたら、セイタカアワダチソウとカズラの王国になってしまいますね。この切実感を、町が独自の仕組みをつくるんですから、条例をみんなで研究してつくったらどうかと、こういうことであります。

農業関係者、アスパラガスの栽培者、農協、農業改良普及センター、町役場とかが会議を產品ごとに持つ仕組みもその条例の中で設けたらどうかと。

町長、私の父親が病院に入院しとったら、お医者さんが看護師さんと薬剤師さんと介護士さんとリハビリの人とを集めて、私を呼んでケア会議をやる。専門家が寄ってたかって私の父親のケアをする。私が膝を割って労災病院へ行とったら、やっぱり同じケア会議をする。各種の専門家が集まって連携しよる。所管、所管が自分の正面だけ向いて、縦割りの自分だけ責任全うしとるではいかんやないか。この農家に何をしてあげたらええんや、教育もそれですね。英語の先生と体育の先生と生徒指導の先生と部活の先生が寄って、あの子こないようになったな、この間、試合で活躍してから、勉強も意欲出るようになったんや、この連携体制を組まんかということです。

定年退職や二種兼業の支援策を時限措置で5年間やってみんか。毎年、やり方を変えたらええんじゃ。とにかく頭数が要るでと。法人と担い手、認定農業者では100件ぐらいしか援助しよらんわけやから、これはいかん、行き詰まるわ。これへの町長の答弁を求めます。

県所管と普及センターと担い手をめぐる協議を現在どうしとるんかと。そこで作るだけはいかん。農協が農業資材や薬の販売計画を立てるだけはいかん。どうやって販路を開拓して、市場を開拓して、売上げ伸ばすんかと。生産のてこ入れでない。流通のてこ入れの専門家を組んで、一緒にこのアスパラガスをどこの産地へ、何県をライバルにしてどうやって売っていくんやと、戦略会議を設けたらええんじゃいかと。再質問の13、14です。答弁願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

冒頭で述べましたとおり、農業の労働力不足が深刻化する中、家族経営における後継者などへの確実な経営承継に加え、兼業農家なども軸とした継続可能な経営体づくりなど、地域農業を担う者の確保や、育成に向けた取組や、管理できなくなった農地や、土地改良

施設の保全活動、有害鳥獣対策など、地域ぐるみの共同活動がますます重要になっております。

御指摘の担い手以外の農業経営者に対する支援につきましては、7反以上を耕作され、規模拡大の申請がありました方には、面積に応じて町単独の農地集積補助金を交付する制度がございますので、活用いただきたいと考えております。

一方、今後、耕作者が爆発的に増えることは考えにくいことから、新規就農者の育成サポートを継続しながら省力化を進める必要がございます。地域農業の将来を見据え、農業に関する地域計画の策定に際して、地域の中で様々な立場から多様な意見をお伺いして、よりよい農業、農村のまちづくりを進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、担い手をめぐる協議につきましては、都度、香川県や中讃農業改良普及センター、さらに香川県農地機構との連携により行っているところでございます。現在、水田農家と畜産農家との耕畜連携の推進について協議を深めているところでありまして、稲WCSの作付計画を進めております。

現在、農林課には営農に関する専門的なスキルを持つ職員は常駐しておりませんが、香川県農地機構から集積専門員が常駐し、香川県中讃農業改良普及センターやJA香川県の営農指導員のほか、地元農業委員や農地利用最適化推進委員の皆さんにより農業に関する相談などに対応していただいているところでございます。

作付に関する情報交換だけでなく、収入につながる栽培品目への取組や販売先の確保につきましては、やはり専門機関の力をお借りしなければなりませんので、JA香川県や農産物卸問屋などの販売先からの御意見を伺いながら進めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の答弁は現行施策の解説としては非常に的確で分かりやすいんですが、私はさらにといいよるわけで、新規施策をとということには何らお答えになってない。

当農林課長は非常に熱心な人で、県の幹部から非常にお褒めいただけてます。実際、私も接していて、仕事やからやりよるんじゃないで、農業を何とかしたいとか、その思いが伝わって、手応え十分なんですよね。この課長に専門職の部隊編成してやったら、有能な指揮官としてやってくれる。人の編成してやるのは町長の役目です。人・農地プランから、今度は地域計画立てるように、1軒1軒、10年後の、この田んぼを誰が耕すんやという10年計画を立てる。それ、うちの課長はよそより早うやるいうて県にちょっと話したらしい、それは公式に言ったかどうか分かりませんが、それはすばらしいことで、人・農地プランが集落ごとの営農状態、農地の集約状態や経営主体を表してて立派ですよ。あれが基本で、しかし、人・農地プランの中身を我々議会に説明してない。私が載せてくれ言うたら、タブレットに黙って載せてあるだけで、いかんでしょうが。あれで集落ごとに話したら、ええ作戦が出てくると思いますね。農家が作戦を持って、地域が作戦を立て

られるように、せつかく町が立てているプランを活用したらどうかということでもあります。

産直市は町が流通と直接接しているところですから、市場動向を使うセンサーです。この時期、タケノコが売れる、アスパラガスはこれぐらい売れた、ブロッコリーは品物が足りん、これを産直市の情報で使って作戦会議を立てたらいいんだと思いますね。産直市は町長がオーナーなんだし、株主なんだから、町長が手だてを講じたらいい。産直市の品ぞろえを充実して、産直市のバーコードの品種を葉菜、根菜、果菜やそないなんではいかん。ブロッコリー、アスパラ、菊、商品ごとにしたら作戦計画が立てられる。産直市経営と農林課が手を結べ。農林課が生産奨励して、産直市へ商品供給だ。

そして、町長、15%の販売委託料では産直市は成り立ちません。商売を15%の-marginでやれとる業界はない。15%のmarginを生産奨励金で産直市出荷したところに渡してやったら、よそへ持って行かずに、私はマルナカと菊の取り合いをしよった。職員連れて、夜中に束しに行つて、マルナカがおまえらの世話してくれたんか、町が菊の苗を援助してやっとなんじゃと言つて、トラックに積んで、荷して産直市へ持ってきて、それで春のお彼岸は菊が売れますから、夏は、13日は1日に680本売ろうと、14日は720本だ、生産の割り当てしてしよった。産直市がそことつながらないかん。その裏で町が手を打つたらええんじゃ。産直市の出荷が有利になるように促進策を打つ施策を求める。町長、いかがでしょう。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、産直市への出荷が有利になるように促進策を打つ施策を求めるの質問にお答えいたします。

産直市につきましては、申し上げるまでもなく、地産地消の推進母体となっている販売施設でありますことから、産直市が抱える問題点や課題などの調査研究を行い、行政として支援できることがあれば体制を確立してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 金融庁はバブルがはじけて不良債権で銀行が行き詰まったときに手数料を上げる救済措置を講じた。日銀融資で裏で支えた。JALが不良債権で身動きが取れなくなったときに、政府がどのような手だてを講じたか。日本が情報処理産業でアイ・ビー・エムを迎撃するために、通産省は6社の研究グループを立ち上げて、研究組合に補助金を注入した。よつて、我が国は外国のコンピュータに席卷されずに済んだ。産業育成にまとまった資金を投ずるのは我が政府の得意技であります。国にとって公益性や公共性がある施策に資金をまとめて集中するのは町の独自施策としてやれることでもあります。

条例制定が町の政治コンセンサスが要る。交付の手続は事務方がつくつてくれたらいい。それから助成単価、予算編成権は町にあるから、助成単価とか、そこのところは事務方が補助要綱をつくつてくれたらいい。しかし、この分野に資金を注入する、これは政治合意で条例制定できませんか。執行部と一緒に研究して、県の農政幹部は、竹林さん、いつで

も説明に行くでと、呼んでつか。分からんきんの、お勉強させてくれ、教えてくれ、頼むわと、実は私が県の農政の人と話したことは藤原課長はもう御存じなんですね。ただ、町長にうかうか新しい答弁させることはできんから、現行の施策ばかり言っとります。これは政治レベルで話し合いませんか。運用規則、助成要綱は事務方がやってくれ、条例制定をお勉強しながら、みんなでやりませんか。制度設計だ。政治コンセンサスをつくろうではないか。町長と議会が共同で調査する研究体制により制度構築を求めます。町長、いかがお考えか、方向性を御答弁願う。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

農業振興に関する法令や規則、要綱などは、その時々々の農業課題に対して、都度、改正や運用の見直しがなされているところです。本町も同様に、都度、発生する農業課題に対して柔軟に対応できるよう要綱などを策定してきたところでございます。

例を挙げますと、令和3年に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて主食用米の販売価格が大幅に下落したことから、町内の米販売農家の皆さんに対してまんのう町主食用米生産継続臨時支援金交付要綱を令和4年4月1日に告示し、国からのコロナ対策交付金を活用して、申請のありました884件の農業経営者の皆さんに合計3,180万1,000円の支援金を交付したほか、令和4年の配合飼料高騰対策として、まんのう町畜産農家経営継続支援事業支援金交付要綱を令和4年10月25日に告示して、申請のありました19件の畜産農家の皆さんに合計510万円の支援金を交付し、さらに、まんのう町農業用資材等高騰対策臨時支援金交付要綱も同日付で告示して、申請のありました602件の農業経営者の皆さんに合計2,339万2,000円の支援金を交付する準備を整えております。

同じく令和4年4月1日に告示しました、まんのう町農業共済事業加入補助金交付要綱により、農業者の経営努力では避けられない自然災害や価格低下等による農業収入の減少等に備えるため、農業経営収入保険及び農業共済に加入する農業者に対し、香川県農業共済組合が保険料及び掛金等の助成を行う場合の経費の一部について、予算の範囲内でまんのう町農業共済事業加入補助金を交付し、保険制度への加入を促進いたします。

このように、その時々々の農業課題に対し柔軟に対応できるよう予算の確保や要綱などの制定を進め、行政の役割を明確に示す必要があり、様々な課題に対応してまいりたいと考えております。

条例の制定につきましては、国や県の動向を確認しながら調査や研究に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、農業振興における町執行部と町議会との共同調査や研究体制につきましては、今後の農業行政の指針を定める上でも必要なことであろうかと考えております。町執行部からの一方通行の提案だけでなく、議会からの提案なども考慮しながら、よりよい制度づくりにつながれば、農業経営者の皆さんにとっても大きな成果になると考えております。

また、農業委員会からの報告によりますと、既に今年の1月20日には町議会建設経済常任委員会と町農業委員会が意見交換会を開催し、農地利用の最適化業務について活発な議論がなされ、相互理解が図られたと聞き及んでおります。

このように農業に携わる方々だけでなく、様々な立場から御意見をお伺いして合意形成したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 建設経済常任委員会は非常に積極的で、農業委員会と合同の会議を持ったり、それから、酪農しているところを訪問したり、事業者を訪問するような動きも見せてきてますね。今コロナですから、それをどんとやるわけにはいかなんだけど、町長、現行施策が手厚いことはよう分かるとるんですけど、救いの手が届かんで、漏れよるんですね。現行制度との矛盾があってはいかん。その隙間を埋めることをやらんかと言ひよるわけです。できんことではないですね。一緒に研究しましょうという御答弁をいただいたので、それを具体的にどうするか、議会の内部でも相談してまいりましょう。

とにかく農業耕作者の頭数です。仏様は全ての人をお救いになるという。イエスも皆さんを天国に召されるといふ。やっぱり農政も25%の農地対象にだけ助成しよったんじゃないかんと、こうおっしゃりたいんですね。どんな小さな人でも耕作してる人を尊重しないと、耕作放棄地はなくならん。荒れ野になってしまうぞ。これだけを申し上げておきたい。

新規就農相談が年間5件ですよ。認定農業者が100件になったら、いつまで続くか。合併したときからほとんど横ばいですから、この350万円ぐらいの、320万円まで下がるとるか、この営農基準がいかに高いかです。食うていけんのやったら、食うていけるようにしたらええやないかと、こういう気もいたします。

進めてまいりましょう。私もう、これ、七、八年、言い続けよるんですけど、続いて次にまいりたいと思います。

○白川正樹議長 1問目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 新知事になりました。新知事になって、驚愕が走っとる。知事は12月議会で予算当局、財政部局が作った原稿をまるっきり読まなかった。知事さんどうしたんですか。要る金は調達したらええんじゃないかと、こう言ったんです。国交省の道路局長、お金を到達する手だてを持っとるんでしょね。12月議会だから予算編成方針です。県庁の施策が変わります。新年度予算に県単独事業を導入するのは何があるのか。各所管課に県単独事業のを全部見直してもろて、これは使える、これは使えん、こういうのが欲しいと言ってもらいたいんですね。新知事の施策に注目してる。その隙間を埋める町単独事業の基軸はあるのか、町長の答弁を求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林昌秀議員の、新年度予算に県単独事業を導入するのは何があるのか。

新知事の施策にも注目している。その隙間を埋める単独事業の基軸はあるのかについての御質問にお答えいたします。

まず、本年2月に報道されました香川県における新年度予算編成方針を見ますと、財政健全化に向けた取組を行いつつ、より一層、施策の選択と集中を徹底し、香川県総合計画の見直し骨子案に掲げる17の重点施策に財源を思い切って重点配分し、県民100万人計画、デジタル田園都市100計画、にぎわい100計画を実現するため、効果的でめり張りのある予算となるよう編成するとしております。

その17の重点施策の中で県単独事業の主なものとしたしましては、「子育て県かわわ」をつくるの中で、子ども医療費の無償化に係る県補助金につきまして、令和4年度までは小学校就学前だったものを令和5年度から小学校3年生までに引き上げて補助することとされております。

その他、農政、健康、教育、文化、交通、防災、土地改良事業や道路改良事業など、あらゆる施策分野におきましても、県単補助事業が従来どおりあります。

まんのう町といたしましても、県補助金、負担金は貴重な財源であります。今後も県との協議、意見交換などを通じて有効かつ有益に活用してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 タブレットの一般質問、竹林昌秀議員というところを見ていただいたら、事務方が作ってくれた、今年度本町が導入する県単独施策の一覧表を作ってくれています。御苦労さまです。財政当局が作ってくれたようなんやけど、各所管課が要綱を全部見直してもらいたかったですね。秋の議会で私は国の施策がどなんがあるんか答弁を求めると言いましたね。国の政策、国の資金をぱくっといかんかと。国のは大き過ぎて使いにくいと、県の施策、これを調達にいったら楽なんですね。会計検査が来ん。香川県の様子を知っとるから、地についたプランでやれますね。

ここにあります。うちの町は令和4年度決算も絶対安心、あの補正予算のあれを見ますと。昭和30年から財政を見とる私から見たら、こんなに余裕のある安定した、公共インフラをこんなに整備してでも、実質公債費比率、元利償還金が下がるから、またこれ下がる、実質これ。借金払いは軽くなりそうなん。今の事業規模を継続したって、実質公債費比率は上がらんぞということです。

町長、重点分野に予算は分配しませんか。それが政治だ。事務方がきちんと調べてくれたから、現行施策の説明は非常に町長立派ですけども、これからどうするのかという問いかけには、一緒に研究しましょうとは答弁していただいたけど、ほとんど御答弁なさない。いかがですか。県の単独事業でうちの町に現状に合わないところを町の単独事業を研究する方向性、それを町長の姿勢を問います。タブレットにこれは載せてくれとるから、分野別をお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、農政と土地改良ではどうかについての御質問にお答えいたします。

農政関係の事業につきましては、経営所得安定対策と米政策がありまして、作付転換への支援として、水田活用の直接支払交付金の中に麦、大豆、飼料作物などの戦略作物の助成や、産地交付金、畑地化促進助成などがございます。3月中には令和5年度の水田活用等営農計画書を各農家の皆さんに郵送して提出していただくこととなります。令和5年度から本格的にWCS用稲に取り組んで耕畜連携を図ることとなりますので、都度、調整してまいります。

また、土地改良関係の事業につきましては、令和5年度当初予算に計上しております単県土地改良事業13地区、小規模ため池防災特別対策事業1地区、集落営農推進生産基盤整備事業4地区、農地維持管理省力化事業5地区となっております。

次に、環境森林部の事業のうち造林事業につきましては、県単独事業であります森林・竹林整備緊急対策事業を活用し、さらに町によるかさ上げ補助をすることにより、森林組合が行う搬出間伐や放置竹林整備などの森林整備を促進してまいります。

土木につきましては、令和5年度当初予算に計上しているのは町道事業3路線、林道事業3路線、治山事業1か所、急傾斜地崩壊防止対策事業1か所、また、住宅関連では民間住宅耐震対策支援事業11件、老朽危険空家除却支援事業3件となっております。

次に、健康増進課関係についてお答えいたします。

香川県では、少子化対策局面打開パッケージの一つに不妊治療助成事業を掲げ、令和4年4月より保険適用となった不妊治療を受けた方に治療費の一部が助成されております。

一方で、不妊治療が保険適用となったことに伴い、従来の助成制度が見直され、保険適用外の診療を受けた方などに自己負担額が以前より増加する場合がございます。

そこで、本町では保険診療を受けた方に8万円を上限として、また、保険外診療となった方には、町単独事業として15万円を上限とした生殖補助医療費助成事業を実施しております。

さらに、不妊に悩む御夫婦には、早期の受診を促すため、一般不妊治療費助成事業として5万円を上限に通算5年まで、また、妊娠はするものの子供を授かることができない御夫婦には、不育症治療費助成事業として10万円を上限に助成することにより、経済的負担の軽減を一貫して実施するものでございます。

このほか、県単独事業の産後ケア交通費補助事業や第3期かがわ健やか子ども基金事業にも注視し、妊娠前から出産・子育て期まで切れ目のない支援を一層充実させてまいります。

また、歯と口腔の健康づくり推進事業におきましては、成人の歯科健診の対象を40歳以上、70歳までとして、10歳刻みで香川県の補助を受け、その間を埋める5歳刻みを町単独事業で実施してまいりました。令和5年度からは当該事業に30歳と35歳の方も対象に加え、若年層からの歯周病対策、ひいては糖尿病など全身疾患の予防対策として実

施してまいります。

次に、福祉保険課関係についてお答えいたします。

まんのう町子ども医療費助成制度について、現在、まんのう町では中学生までの子供を対象に医療費の無償化を行っていますが、令和5年4月より18歳まで対象年齢を引き上げるよう昨年計画し、新年度予算を立てております。

町負担のうち就学前までの子供については、県から2分の1の助成をいただいていたが、1月31日の新聞で、小学校3年生まで助成を拡大させるとの報道があり、2月10日には県から子ども医療費支給事業費県費補助金の範囲を小学3年生までとする旨のお知らせがありました。厳しい町の財政事情にとってありがたい施策であります。

1月31日の報道まで情報がなかったため、新年度予算には県補助金は反映できておりませんが、県補助金交付要綱等の通知が届き次第、補助金交付申請を行いたいと思います。

なお、国・県へは引き続き補助対象の年齢を引き上げていただけるよう要望してまいりますと考えております。

次に、学校教育関係についてお答えいたします。

単独県費事業といたしましては補助事業が多くありますが、昨年度までは新型コロナウイルス感染症の関連としまして、学校感染対策検査実施事業において補助を受けておりました。これは児童生徒がコロナウイルスに感染した場合に、当該クラスの児童生徒の検査を実施するに当たり、県が半額を補助するというもので、430件ほどの実績があり、約90万円の補助を受けておりました。

新年度において活用する予定の単独県費事業といたしましては、文部科学省が進めております中学校の部活動の地域移行が進むべく、部活動指導員配置促進事業に取り組むたいと考えております。

また、小中学校を対象に香川用水県外水源地学習事業を活用して早明浦ダム、また、香川用水記念公園を見学し、水資源に対する認識を深めることができると考えております。

次に、生涯学習関係についてお答えいたします。

令和5年度予算における県単独補助事業はありませんが、国庫補助事業の随伴補助として「名勝満濃池歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」があります。これは名勝満濃池の整備について総合的かつ具体的に検討し、名勝満濃池の整備計画策定に向けて検討を行うものでございます。

また、町単独事業ですが、香川県と連携して実施している教育・文化振興事業として文化財まつりがございます。これは町教育委員会と町文化財保護協会が共催で実施する事業で、まんのう町の宝である文化財に親しんでもらう参加体験型イベントでございます。香川県からは専門家の派遣や道具等の提供を受け、連携して実施しています。令和5年度も香川県と連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、交通と防災についてお答えいたします。

交通安全対策に関する県単独事業の導入はございません。

町単独事業といたしまして、一つ目に、新入生・園児交通安全啓発用品購入事業がございます。内容といたしましては、新入生・園児の黄色帽子、黄色傘、反射材、啓発リーフレット、塗り絵等の購入経費を予算化しております。

二つ目に、通学用ヘルメットの補助金です。小学4年生と小学4年時に補助を受けていない中学1年生を対象に、各学校へ補助金を交付しております。本年4月から道交法の一部改正により自転車運転時のヘルメット着用が義務化になりますことから、今後も引き続き事業を継続してまいります。

三つ目に、チャイルドシート購入助成がございます。これはチャイルドシート着用推進を目的として、町内に住む子供1人につきチャイルドシートまたはジュニアシートの購入に係る費用の一部を助成するものでございます。

最後に、高齢者の交通安全対策といたしまして、運転免許証自主返納支援事業を実施しております。これは運転免許証を自主返納した方に対してデマンドタクシーの1年間無料の共通パス券を交付しております。令和4年度は2月20日現在、20名の方が自主返納され、事業の申請がございました。共通パス券の交付業務におきましては商工会に委託しており、その経費を予算計上いたしております。

防災におきましては、それまでの地域防災力重点分野支援事業補助金に変えて、令和2年度より「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業補助金が創設されました。この補助金では、市町が実施する防災・減災対策の事業に要する経費の一部に対して補助金が交付される制度であります。本町では住民の防災意識向上のための啓発事業、家具類転倒防止対策、共助の体制づくりや、活動活性化の推進として自主防災組織の活動における経費への補助、地域防災力を担う人材の確保育成として防災士育成事業、避難所等の運営体制の強化として、避難所運営に係る備品の新規整備などに県補助金を活用いたしております。

しかし、年ごとに県の補助金制度の見直しにより補助対象も変わってまいります。補助金の交付の有無にかかわらず、地域防災力の向上のため継続すべき事業については引き続き実施し、できる限り県補助事業の活用も図り、防災対策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 県議会に予算書が出されたら、市町村に県単独事業の新規の説明に来ますね。だから新年度予算にはなかなか編成しづらい。6月補正予算に出てくるのか、出てこないのか。県知事が変わって、県政の方向が変わる。課長さん方頼むぞ。よく調べて県の管理職と仲よくなってくれ。県の事業をやったら県は応援してくれますから、これを御期待申し上げます。

じゃあ、ちょっと再質問の7番を飛ばして、ユネスコ無形遺産登録の記念事業を県主催で何かやれへんのか、どんな協議をしよるんか、その御説明を承っておきたいと思えます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、ユネスコ無形遺産登録の記念事業を県主催の検

討されているのかについての御質問にお答えします。

令和4年度、本町と香川県、綾川町が連携して「風流踊」無形文化遺産登録推進事業を実施しております。これはユネスコ無形文化遺産に登録された綾子踊と滝宮の念仏踊を中心に、香川県の民俗芸能の普及啓発と振興を図ることを目的として実施するものでございます。

まず、「ユネスコ無形文化遺産登録記念展示」として巡回展示を実施しております。町立図書館、町役場ロビーをはじめ、県内各施設において巡回展示を行い、広く風流踊の魅力について普及啓発することができました。

また、風流踊のユネスコ無形文化遺産登録を記念し、日本郵便株式会社四国支社よりオリジナルフレーム切手「風流踊 綾子踊・滝宮の念仏踊」が3月20日月曜日に販売されます。3月22日水曜日には香川県池田知事、綾川町前田町長と共に、県庁知事室において切手の贈呈式に出席する予定でございます。

次に、ユネスコ登録記念イベントといたしまして、3月25日土曜日、13時から、高松市丸亀町壱番街前ドーム広場において「来まい！見まい！踊りまい！風流まいまいフェスタ」を行います。綾子踊、滝宮の念仏踊の実演のほか、高校生による太鼓演奏や由来を表現した演劇、風流踊についての講演、トークショーなど、風流踊の魅力を知っていただく機会となるかと思えます。この機会にぜひ会場へお越しください。

また、町の単独事業といたしましては、綾子踊ユネスコ登録記念特別公開事業、綾子踊ユネスコ登録看板設置事業、綾子踊出張公演事業を予定しております。

まず、綾子踊ユネスコ登録記念特別公開事業は、町民の皆様に綾子踊の魅力に触れていただくよう、町内で特別公開を行うもので、会場は改修が完了した町民文化ホールを予定しております。今後、佐文綾子踊保存会と協議の上、盛大に開催したいと考えております。

次に、綾子踊ユネスコ登録看板設置事業は、綾子踊の伝承地である佐文公民館前に、綾子踊の魅力やユネスコ無形文化遺産等について記載した説明板を設置するものであります。あわせて、佐文地区の入り口の国道377号沿いに現在設置されている綾子踊の看板もリニューアルいたします。いずれも綾子踊の普及啓発に大きな効果があると期待いたしております。

また、現在、県外において綾子踊の出張公開をしてほしいとの依頼が寄せられております。綾子踊を全国的に広く周知するよい機会でありますので、佐文綾子踊保存会と協議の上、検討を進めていけたらと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 保存会が意欲を持って息長く継続できるように、保存会の支援を一番にお願いしたいですね。

県と国にどこまでやってもらうか、文化庁に東京で学者、研究者を集めてやってもらう働きかけをやっていただいたら。所管とかお忙しいと思います。しかし、まだ四国でユネスコ登録は綾子踊だけですね。四国お遍路なんかまだ遠いかなたですね。御期待申し上げ

げます。

次々と、世界かんがい施設遺産に満濃池がなり、史跡になり、話題の多い町で、非常に我々は誇りをもって過ごせると思います。所管係、関係者の御努力に敬意を表したいと思います。これで2本目を終わります。

○白川正樹議長 2番目の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

続いて、3番目の質問を許可します。

竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 いましばらくお付き合いを願います。

合併直後に策定した本町の公共交通体系は見直しの時期ではないのか。いつ地域公共交通運営の委員会を開くのか、町長の答弁を求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの3番目の、合併直後に確立した本町の公共交通体系は見直しの時期ではないのか。いつ地域公共交通運営の委員会を開くのかの御質問にお答えいたします。

現在の「あいあいタクシー」を含めた公共交通網を形成するに当たり、平成20年3月にまんのう町地域公共交通協議会を立ち上げ、まんのう町地域公共交通総合連携計画を平成21年3月に策定いたしました。

その連携計画策定の中で、当時の公共交通の現状や利用者のニーズをアンケート調査、業者ヒアリング等で把握し、町の公共交通の課題事項を抽出いたしました。その結果、交通弱者の移動手段の確保、財政負担の少ない仕組みづくり、環境に配慮した移動手段の確保が喫緊の課題として挙げられ、JR・ことでのんを基幹交通として、路線バスを生活幹線、デマンド型の交通であるあいあいタクシーをその支線として位置づけた交通網を連携計画の中で決めました。

しかしながら、連携計画の策定からは10年以上が経過しており、公共交通機関の利用者や、その利用のニーズの変化のみならず、高齢者の運転免許証返納の促進や昨今の燃料費高騰、運転手不足などの社会的な要因も変化しているため、御質問のとおり見直しが必要な時期であると認識しております。

そのため、来年度事業として地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の策定を予定しております。

計画の策定に当たりましては、国の示すガイドラインがあり、その中で、協議を行うに

当たっての具体的指針として地域の移動ニーズの把握はもちろんのこと、地域の実情に応じた適切な乗合のバス・タクシー等の運行・料金に関することや、通常の貸切タクシーの営業区域の見直し等に関する事、さらには、自家用有償旅客運送等のいわゆる「白ナンバー」での輸送に関する事も示されているなど、持続可能な公共交通の確保に向け、あらゆる手段の活用について協議することが示されております。

また、その協議に当たっては、学識経験者や利用者の代表、交通事業者、道路管理者等の関係行政機関などで構成する協議会で行うこととされておりますので、本計画の策定に当たりましては、法律に基づく新たな協議会を立ち上げて協議してまいりたいと考えておりますので、関係する皆様におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、御協力賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 公共交通委員会開催を御期待申し上げます。

それで、現状の掌握です。うちはデマンドタクシーと福祉タクシーと巡回バスとマイクロバスの貸出しをやりよって、地域公共交通には非常に手厚い。で、運行単価です。年間延べ何人乗った、その総費用を延べ人数で割ったら単価が出ますね。どれが一番金がかかりよんやという状態ですね。その御報告を願います。再質問、デマンドタクシーの運行実績、福祉タクシー、巡回バス、マイクロバス、ここまで御答弁願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

現在、まんのう町に巡回バスといったものはなく、巡回バスを現在の公共交通と併用して運行することについて、現在、賄えていない移動のニーズを満たすために何かしらの手だてが必要かと考えております。

すみません、ちょっと元へ戻ります。

デマンドタクシーの運行実績と課題を問うについての再質問にお答えいたします。

これまでのあいあいタクシー利用状況といたしましては、平成22年度の利用者数は1万1,414人でしたが、コロナ禍前の令和元年度で8,956人、令和3年度では7,394人と年々減少傾向にございます。

さらに、地区別に見てみますと、平成22年度は琴南地区が3,250人、仲南地区が3,804人、満濃地区が4,843人であったのに対し、コロナ禍前の令和元年度では琴南地区が2,275人、仲南地区が3,500人、満濃地区が3,181人、令和3年度では琴南地区が1,928人、仲南地区が3,014人、満濃地区が2,452人と、どの地区も減少しており、令和3年度の数値を平成22年度と比較してみますと、琴南地区が約59%、仲南地区が約79%、満濃地区が約51%となり、減少の傾向に多少の地域差があることが見えてまいります。

また、町からの支払金額につきましては、琴参バスの定期券としても使える共通パス券の運用が始まった平成28年度から見ていきますと、平成28年度は3,197万8,0

00円であったのに対し、令和3年度は3,571万4,000円であり、370万円余り増加いたしております。

御質問の今後の課題といたしましては、利用者が減少傾向であるのに対し、消費税の増税への対応や地域の交通事業者の確保の観点などから費用が増加傾向にあることが挙げられ、さらに今後、県内タクシー料金は初乗り運賃が値上げとなっていることなどから、さらに運行経費が増加する可能性が挙げられます。

また、交通事業者の業界的な問題としてタクシー運転手の人員不足がございますので、今後、利用促進のみならず、持続可能な公共交通の確保に向けた課題があると考えております。

次に、福祉タクシーの運行実績と課題についてでございます。

令和4年度の福祉タクシー利用実績を見てみますと、タクシー会社4社合計で毎月1,000枚前後の利用となっております。年度別に見てみますと、1か月に2枚の利用制限のあった平成28年度では、4社合計で年間6,239枚の利用であったのに対し、1か月に2枚の利用制限を取り払った平成29年度では、1万4,887枚の利用実績となり、直近の令和3年度実績では年間1万5,249枚で、おおよそ年間1万5,000枚前後の利用実績となっております。

また、本事業費につきましては、1枚当たり500円の費用となりますので、制度変更前の平成28年度では約310万円、令和3年度では約760万円の支出となっております。

今後の課題といたしましては、先ほどのあいあいタクシーに関する答えでも申し上げたとおり、タクシー運転手の人員不足があり、利用の際になかなか予約が取れないことがある等のお声をいただいていることや、遠方の医療機関を御利用の方、御自宅から医療機関までの距離が長い方、通院回数が多い方にとっては券の枚数が足りないとお声もいただいておりますので、来年度の地域公共交通計画を策定する中で、タクシー会社も協議会の委員として参画を予定しておりますので、法定協議会の中で協議してまいりたいと考えております。

○竹林昌秀議員 ちょっと時間があれですから、御準備いただいとるけど、そこで結構です。またその調べていただいたのは委員会等でお伺いします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私はデマンドタクシーと福祉タクシー統合したらどうかと思います。タクシー会社が人員が足りない、車がないというのは、経営が成り立つように町が段取りしたらいい、過疎法で交通対策はやれますからね。デマンドみたいに受付の人の人件費が要って、運行責任を町が持ったら、台風のと看どどうするかとか、順番に回っていくというのは非常に効率が悪い。やっぱり民間のリスクはタクシー会社に持ってもらって、タクシー会社の経営が成り立つように、タクシー業界を育てたらええんだと思います。デマンドのお金を福祉タクシーに注入したらいい。その単価や運行基準は変えたらいいと思います。

これは提言の一つ。

続いて、高松で780人、うちの町民が勤めよる。丸亀1,500人で、高松の通勤圏やったら、うちに家が建つ。我々の同世代はみんな通いよったけど、今の若い世代は高松のアパートや向こうに家を建てよる。これ止めないかん。羽間の駅はいっぱいじゃ。羽間の駐車場を広げよう。琴平とうちがことでんのチャーター便借り切って、羽間からノンストップで瓦町へやったら35分ぐらいで行けると思う、滝宮と仏生山がすれ違いのところであるから。ことでんが乗ってくるのは、お金になると思ったら乗ってくるから、その条件を過疎法でつくってやったらどうかというのが提言の一つです。

そして、続いて通学にJRがどう利用されているのか。これ、ちょっと改めて教民の委員会の中で聞かせていただきますから、7番は飛ばします。

ことでんのチャーター便、これを提案申し上げて、新猪ノ鼻道の開通による国道と県道の通行量の変化を問います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、新猪ノ鼻道の開通による国道と県道の通行量の変化を問うについての再質問にお答えいたします。

国土交通省、令和3年3月18日発表の国道32号猪ノ鼻道路開通2か月後の交通状況について御報告させていただきます。

交通量といたしましては、香川県・徳島県境断面での交通量は、平日が一日当たり約6,000台、休日が一日当たり約6,900台で、そのうち9割以上が猪ノ鼻道路を利用しております。

次に、令和4年2月9日発表の国道32号猪ノ鼻道路開通1年後の交通状況と整備効果について御報告させていただきます。

交通量といたしましては、猪ノ鼻峠における香川県・徳島県境断面の交通量は、平日が一日当たり約6,700台、休日が一日当たり約6,900台で、そのうち8割以上が猪ノ鼻道路を利用しています。

このことから、開通して国道32号猪ノ鼻道路については、平日に交通量が増加したと思われます。

また、県道の交通量変化につきましては、県に問合せをいたしましたが、交通量調査などは行っていないとの回答をいただきましたので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 合併時に高度情報基盤をやった。そして、今度、猪ノ鼻道ができて、通行量が私が産直市をやりよるときには平日1日3,200台だった。これで何人ここへ止めさすかというのが勝負やった。今、平日6,700台です。これ有利じゃないですか。それから、工業導入は高速のインターチェンジとの距離なんで、善通寺インターと井川、吉野川のインターチェンジと両方使える立地になった。交通事故でうちは5人死んだ。これは別の交通安全対策が要るけれども、道路は使わないかん。よう通る道がええ道じゃと。

よう人が来るところは人が住み、産業が発展し、観光客が来る。琴平へ来る観光バスは、美馬インターチェンジを下りて、琴南を通過して来よった。猪ノ鼻を通りよるんかどうかは知らんけど、私が国道の前で下りましたら、日曜日、道路渡れん。草刈り機担いで、ぼおっと待っとらんいかん。それから箱バントラックが交通の立哨をしようたらいっぱい通りよる。そこへ三豊のコミュニティバスが空っぽでいつも通りよる。公共交通でアンケート調査を信用してはならない。みんなやってくれと言う。ここに停留所が欲しいと言うけれども、ほぼ誰も乗らない。アンケート調査ではなくて、交通実績から判断すべきです。みんな要望やから自分に都合のええようにするけど、実は乗らん。

新猪ノ鼻道と377と美馬からのこの3本の強力な幹線がある我が町の産業集積可能性は極めて高い。我が町から川之江へ行ける。阿波池田経由で高知へ行ける。丸亀、高松、坂出全部行ける銀座4丁目みたいな町になってしまった。町長、これは幸せなことだと思うが、いかがお考えになるか。道路は使わないかん。交通ネットワークだ。言ってきたところだけ町道を直すような施工をしとったらいかん。どことどこを結ぶネットワークを組むのか。道路がことごとと結び、JRと結び、タクシーと結び、タクシー産業を活性化させたら、うちの住民は幸せになるのではないのだろうか、町長、答弁を求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

地域の移動ニーズの把握、地域の実情に応じた適切な乗合バス、タクシー等の運行、料金に関する事など、通常の貸切タクシーの営業区域の見直し等に関する事も、今後、地域公共交通委員会で十分考えてまいりたいと思います。そのときに我が町の交通事情等も勘案して、全てのあらゆる面から検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 以上で、6番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

7番、川西米希子君、1番目の質問を許可します。

○川西米希子議員 川西です。議場にお越しの皆様、お忙しい中、ありがとうございます。ふれあい放送をお聞きの皆様、ありがとうございます。今日は公立高校入学試験の日であります。どの子も持てる力を十分に発揮できますようにと祈ります。

また、この3月に御卒業されます皆様、おめでとうございます。御家族の皆様、全ての関係者の皆様、おめでとうございます。学びやを巣立つ皆様の未来に幸多かれとお祈りいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより通告に従い、私の一般質問をさせていただきます。今回は二つの質問をさせていただきます。一つ目は不登校、発達障害児童生徒に対する支援、二つ目はこども園におけるおむつのサブスクサービスについてです。

不登校、発達障害児童生徒に対する支援。

文部科学省の調査では、2021年度の全国における小中学校の不登校児童生徒数は24万5,000人、このうち学校内外で相談や指導等を受けずに長期化している児童生徒数は約4万6,000人です。

また、文部科学省が2022年12月に全国の公立小中学校の通常学級に通う児童生徒を対象に行った発達障害に関する調査では、児童生徒約7万5,000人の学習面や行動面、支援状況について、担任教師らが回答しています。

質問事項は発達障害の診断に用いるものを参考につくられたそうです。これはあくまでも教員から見た表面的な行動の調査で、医学的な診断結果ではありませんが、その結果、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた発達障害の疑いのある児童生徒の割合は、小中学校で8.8%だったとの結果が出ています。

発達障害の疑いがあっても、特別な配慮を受けていない児童生徒が圧倒的に多いことや、発達障害の子供は集団行動が苦手なため、不登校になりやすい傾向にあるものの、学校は集団主義で個別の配慮が行き届きにくい点も浮き彫りになっています。本町においても、不登校や発達障害に対する支援は現在の重要な課題の一つではないでしょうか。

不登校は様々な理由で誰にでも起こり得るものです。社会が温かく見守るとともに、自治体は多様な居場所、多様な支援、多様な学びを提供し、大切な子供たちのためにしっかりと予算をつけて取り組むべきと考えます。

令和元年10月25日、文部科学省から不登校児童生徒への支援の在り方について通知が出されています。その中では、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考えは、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、また、児童生徒によっては不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することとされています。

学校教育の意義や役割では、不登校児童生徒への支援については、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的、計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定すること、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること、さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、また、児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行うこと、その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力、補完することの意義は大きいこと、また、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのた

めに適切な支援や働きかけを行う必要があることなど、不登校の理由に応じた働きかけや関わりの重要性も示されています。

学校等の取組の充実として、児童生徒理解支援シートを活用した組織的、計画的支援や、不登校が生じないような魅力あるよりよい学校づくりについても示されています。

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さない毅然とした対応を取ることがまずもって大切であること、また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められていること等です。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること、教職員による体罰や暴言、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であることも示されています。

また、中学校卒業後の支援についても、中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受け皿が必要であること、また、関係行政機関等が連携したり情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であることも示されています。

私の知る方にも子供の不登校で悩んでいる方が複数人います。また、不登校で御相談を受けることもあります。町としてもできることに懸命に取り組んでくださっていますが、本町の不登校等の児童生徒への支援の課題としては、学校等での支援員の増員、特に小学校低学年では学習や生活面での丁寧な指導や援助が必要、適応支援センターの充実、小学生も対象の充実した教室の設置等、要望に応じて自宅、校舎内別室登校、適応支援センターでオンライン授業の導入、発達障害の診断がないと特別支援学級には入れない、発達障害の診断のための病院受診は数か月ほど待たなければならないが、その間の児童のケアは学校によって差があり、平等な体制が整っていないと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

不登校児童生徒数についてお尋ねいたします。不登校の定義は心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されていることは承知をしております。

4点についてお答えいただきたいと思えます。

本町の小中学校において、各学校における令和5年2月時点の不登校の児童生徒数。

二つ目です。特別支援学級以外の別室登校、適応支援センター「いくむ」に登校してい

る児童生徒数。

三つ目です。どこの支援にもつなげられず、孤立状態に陥っている児童生徒数。

四つ目です。本町の不登校の原因、要因についてはどのように分析をされているかお示しください。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西米希子議員の不登校の児童生徒数等についての質問にお答えいたします。

不登校につきましては、児童生徒数が減少している中、増加傾向にあることから、本当に頭を悩ませ、心配しているところでもあります。そして、私たちや学校以上に不登校の子供たちや保護者の皆さんはもっと苦しんでおられるわけでもありますから、不登校に対する支援につきましては、本町における現在の重要課題の一つであると認識しております。

まず、一つ目の御質問の本町の小中学校における不登校の児童生徒数でございますが、不登校の定義であります病気や経済的理由以外で年30日以上欠席につきましては、現時点で小学生6名、中学生18名でございます。

次に、二つ目の御質問の適応支援センター「いくむ」に登校している児童生徒数でございますが、現在は中学生14名でございます。なお、昨年度は小学生2名も登校していましたが、現在は中学生14名でございます。また、特別支援学級以外への別室登校をしている児童生徒数は小学生2名、中学生2名であり、一時的に保健室へ登校し、その後、学級へ合流するケースも数件ございます。

三つ目の御質問の、学級担任や学校関係者が家庭訪問したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関わったりしているにもかかわらず、どこにも登校できていない児童生徒数でございますが、小学生2名、中学生6名でございます。どこの支援にもつなげられず、孤立状態に陥っているというわけではなく、教頭や学級担任が保護者と連絡を取ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したりしながら対応しておりますので、御理解願いたいと思います。

最後の御質問は不登校の原因・要因についてでございます。

不登校の原因につきましては、複合的な要因が絡まっており、特定は困難であるというのが文部科学省の見解であります。本町の不登校の原因・要因についても一つに特定することは非常に難しいのですが、各校が分析した結果によりますと、主な原因としては、小学校では無気力や生活のリズムの乱れなど、本人に係る要因が5件、教職員との関係に起因する学校に係る要因が1件となっております。中学校では、無気力や生活のリズムの乱れなど本人に係る要因が9件、家庭環境や親子関係など家庭に係る要因が6件、学業不振や人間関係などの学校に係る要因が3件となっております。

今後、個に応じたよりきめ細かな支援策を策定するためにも、学校と家庭が情報共有をしながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、よりの確かな不登校の原因・要因の把握に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。今、教育長さん御答弁いただきましたけれども、教育長さん自身がこの不登校問題に対しては大きな課題であるというふうに受け止めてくださっている、そのことで心を砕いてくださっているということが分かりました。子供たちにとっては大きな支えになるのではないのでしょうか。

本町の不登校の原因・要因についてどのように分析されているかということをお示しくださいましたけれども、教職員に係る案件が1件あるということでございますけれども、これは今後しっかりと対応していただけるものと確信しておりますので、ぜひよろしくお願いたしたいと思います。

本町の不登校の原因・要因については様々であるという御答弁をいただきましたが、一つには、10代に多いとされる起立性の調節障害があるのではないかというふうに思っております。これは起き上がったときなどに頭痛や目まい等がするという特徴があり、自律神経のバランスが乱れて体に不調を来す病気です。朝の起床が困難で、不登校の原因の一つとなっております。午前中は体がだるいが、午後は回復し、元気になります。このことから、なかなか周りの理解が得られにくい理由ともなっております。

令和4年4月に開設された三豊市の高瀬中学校の夜間学級は、県内の不登校の中学生も受け入れています。文科省より不登校特例校に指定されております。これは夜間学校として全国初の不登校特例校です。起床性調節障害などの事情で昼間の学校に通えなくなった生徒の選択肢の一つになるのではないかと思います。他市ということで通うのに遠いというなど課題はあるかと思えますけれども、選択肢が増えるような情報提供も今以上にしていればと思います。

次、小中学校の教職員研修についてお尋ねいたします。

教員の研修を通じた資質向上のための取組は重要であると思えます。不登校児童生徒への適切な対応に資する研修、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等専門家と連動した支援を行うための研修、ADHD等の発達障害に対する理解と教育の指導方法等を学ぶ研修など、本町の教育現場では不登校や発達障害に対する研修が年に何回行われているのでしょうか。研修はできる限りの参加を求めているのか、自由参加なのかもお尋ねいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西米希子議員の、小中学校の職員研修についての質問にお答えいたします。

不登校については、学校も教育委員会も何とか1人でも救う方法はないかと常に支援策を探っているわけであります。学校におきましては、対策委員会を立ち上げて事例研究をしたり、小まめな情報収集や家庭訪問等も行ったりしております。

また、発達障害についても、児童生徒の困り感を少しでも軽減できないかと、職員研修により発達障害への理解を深め、適切な対応ができるように努力しているところであります。

す。

不登校や発達障害に対する研修につきましては、毎年、県教育センターが初任者等に行う研修がございます。また、まんのう町では、毎年、夏季休業中に町のスクールソーシャルワーカーを講師として、不登校防止のための「集団づくり研修」を行っています。この研修には、こども園、小中学校の学級担任を中心に多くの教員が参加しております。

また、早期支援教育センター「たむ」では、年2回ほど発達障害への理解を深め、適切な支援について学ぶ研修を行っています。今年度は1回目として香川大学の教授を招聘して「読み書き障害」について研修を行いました。この研修にはこども園から中学校までの教員約20名程度が参加しております。2回目は「たむ」に在籍する専門の職員を講師として「発達障害の理解と見取り」についての研修を行いました。

校内研修については、どの小中学校でも現職教育の中で年数回の発達障害についての研修を行っています。現職教育ですから対象は原則全教員ということになります。研修内容としましては、発達障害が疑われる児童への対応と支援について、あるいは「たむ」などの専門的機関との連携についてといったものが多くあります。

また、特別支援学級の授業参観と授業討議及び特別支援教育コーディネーターによる講義をセットにして行っている学校もあります。

現職教育研修以外では、管理職、教育相談担当、生徒指導主事、担任及び関係教職員、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が参加し、不登校傾向の児童生徒や発達障害を含め、課題を抱える児童の背景と現状を分析し、力づける方法を考える場として「エンパワーミーティング」を毎月1回実施している学校や、同様のメンバーで月1回の不登校対策委員会を開催し、現状把握と対策についての情報交換を行っている学校もあります。

いずれにしても、不登校や発達障害の支援や指導については、研修を通して個々の教員の資質・能力向上を図るとともに、児童生徒に寄り添いながら、チームで解決の糸口を探っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。研修等もしっかりとさせていただいているということが分かりました。私としては個々の先生の対応について、やや偏りがあるのかなど、非常に理解の深い先生もいらっしゃるけれどもというところで質問をさせていただきました。これからもしっかりと研修をしていただきまして、ぜひ資質向上のためにまた御努力いただければと思います。

次に行かせていただきます。

不登校、発達障害児童生徒の支援についてお尋ねいたします。

発達障害の診断があれば、特別支援学級に入れますが、その診断を受けるための病院受診は数か月間、待たなければなりません。やっと診断が出ても、すぐに特別支援教室に入ることができませんとの声があります。

発達障害は障害と健常との線引きのできないグラデーション状であり、症状の出方も人それぞれで、個人差の大きい障害です。就学前診断、知能検査では全く問題がなくても、新しい環境下での集団学校生活に入ることによって、今まで見られなかったことが顕著になることがあります。

そこで、質問させていただきますけれども、これより4点ほどお尋ねしたいと思います。一つ一つ、すみません、区切ってお答えいただけますでしょうか。4点質問させていただきます。

本町では、不登校の児童生徒に対してはどのような対応や支援が行われているのでしょうか。

二つ目です。不登校になった場合、町内にはその小学生を受け入れる場所が学校以外にありますか。どこでどのような支援が行われているのかお示してください。

三つ目です。発達障害の診断が出るまでの期間、学校の対応やケアについてはどのようなになっていますか。

四つ目です。何らかの事情によって在籍教室にも入れず、診断名がつかなかった場合、その子の学ぶ権利はどのように保障されているのでしょうか。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西米希子議員の不登校、発達障害の児童生徒に対する支援についての質問にお答えいたします。

不登校児童生徒に対する支援の原則は、やはり人と人との楽しい交わりを多く持つことを大切にすることであると私は考えております。そのためには、まず不登校をつくらない学級づくりとして、各学校ではつながりを育む活動やソーシャルスキルトレーニング等を積極的に取り入れています。

一つ目の御質問ですが、不登校の児童生徒に対する対応や支援についてでございます。

まず、不登校傾向が見られた場合には、学級担任、養護教諭、教頭等が本人や保護者と面談し、原因・要因の把握に努めます。その後、不登校対策委員会や生徒指導委員会で情報を共有し、その情報を基にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、チームで支援やカウンセリングを行い、早期解決を目指しております。一時的に保健室へ登校し、学級担任や養護教諭と話をしてから、その後、学級へ合流するということもあります。このような対応をしても、不登校に陥ってしまった場合には、学級担任や教頭等が児童生徒及び保護者に対し、毎日、丁寧な連絡をしたり、定期的な家庭訪問を行っております。その際は保護者の困り感を聞き、追い込まないように配慮しております。また、本人や保護者が希望すれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との定期的な面談も実施しています。

また、学習支援としましては、授業中使用したプリント類を家庭に届けたり、家庭学習で行ったプリント類の点検を行ったりもしております。また、放課後の学習支援を行って

いる学校もございます。

二つ目の御質問は、不登校になった場合、町内には小学生を受け入れる場所があるのかとのお尋ねでございます。

適応支援センター「いくむ」では小学生も受け入れており、先ほども申しましたように、昨年度は2名の小学生が登校していました。「いくむ」には、教員免許を持ち、子供理解に秀でた元教員が複数名で指導に当たっており、ドリル学習や自分の立てた計画に従った学習を進めることにより成果を上げております。中学生については進路相談も積極的に行い、自分の考えで進路決定ができるようにサポートしています。

また、不登校の児童生徒が校舎から少し離れているところであれば来やすいということもあって、満濃中学校の学校図書館の一角に学校と「いくむ」との中間施設を開いており、現在、中学生1名が利用しています。現在は適応支援センターの職員の献身的な指導に頼っているところが多いわけですが、希望する生徒がいれば継続したいというふうに考えております。

三つ目の御質問は、発達障害の診断が出るまでの期間、学校の対応やケアについてはどのようなになっているのかとのお尋ねでございます。

基本的には特別支援教育支援員による授業中のサポートが中心となっております。現在、町内の小中学校には34名の特別支援教育支援員を配置しており、授業中あるいは休み時間に子供に寄り添い、児童生徒の困り感を少しでも軽減できるように努めております。

また、学校によっては週一、二回、学級から抜き出して別室で個別学習をするといった合理的配慮をしたり、週2時間程度、特別支援学級の弾力的運用をしたり、放課後の学習支援を継続したりしています。

関係機関との連携につきましては、まず、診断を受ける前に家庭と早期支援教育センター「たむ」をつなぐように努力をしています。その上で、専門家である「たむ」の職員による見取りと指導方法の検討を行ったり、WISC等の知能検査により学習や生活上の苦手なところを把握し、支援をするよう努めています。

最後の御質問は、何らかの事情によって教室に入れず、診断名もつかなかった場合、その子が学ぶ権利はどのように保障されているのかとのお尋ねでございます。

診断名がつかなくても、通常の教室でストレスを抱えているケースなど、困り感が強ければ通級指導教室へ通うことは可能でございます。そのほか、先ほど申しましたように、別室で個別学習をするといった合理的な配慮をしたり、特別支援学級の弾力的運用をしたりすることも可能でございます。また、放課後の学習支援ということも考えられますので、できるだけ子供たちにとって学校生活の苦しさが和らぐような対応をしていきたいと思っております。

ただ、教室外で学べるような配慮も大切ではありますが、例えば教師や友達との人間関係といった事情によって教室に入れられないような場合には、その原因を早期に解決することが重要でありますので、管理職を中心としたチームで児童生徒本人や保護者の気持ちに寄

り添いながら解決に当たらせたいと思います。

教育委員会といたしましても、管理・監督をするという姿勢以上に、一緒にその解決に当たるといふ姿勢を大切にしていきたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

4番目の何らかの事情によって在籍教室にも入れず、診断名がつかなかった場合、その子の学ぶ権利はどのように保障されているのでしょうかと質問させていただきましたら、別室で個別指導を行うこともあるとおっしゃっていただきましたけれども、これは支援員がいて、教室が空いてなければならないというような事情があるのではないかと思います。

また、その原因については、一緒に解決に当たると、今、この場で教育長さんはっきりとおっしゃっていただきましたので、ぜひそういうことがあるとするならば、しっかりと対応していただきたいと強く願うものであります。

ここで、少し質問させていただきたいと思います。

先ほどまでの質問で、適応支援センター「いくむ」について御答弁いただきましたけれども、昨年までは2名の小学生がここに在籍していたということでありすけれども、今は在籍していないということでありすけれども、まんのう町の適応支援センター設置要綱第2条には、適応支援センターに入級できる児童または生徒は町内の小学校または中学校に在籍する不登校傾向にある者で、適応支援センターにおける指導及び援助が必要と認められ、かつ、本人による通級または保護者の送迎による通級が可能な者とする、このようにあります。中学生が今現在も通級しているというふうにおっしゃっておいりましたので、小学生については、今現在、通級している子がいないというのは、適応する子供がいないと、不登校で、かつ、どのような状況の児童であれば、ここの「いくむ」に通級できるのでしょうか。ここらあたりをお示しいただけますでしょうか。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西米希子議員の再質問にお答えいたします。

昨年まで小学生が2人ほど「いくむ」に通っていたということですが、今年、卒業して中学生になりましたので、結果的に今は小学生がいらないということでございます。

それで、まず適応指導教室の場合には、学校でいろいろな、先ほども言った別室でありますとか、あるいは家庭訪問等を繰り返しても、やはり学校になかなか登校しにくいという場合に、「いくむ」ということを提案するわけですが、その際、今、体験入級と、まずは保護者とか本人との見学、面談というものがあって、その後、体験入級をして、本人がそこが合うのであれば、本人の希望があれば、そこで学ぶような形を取っております。

ただ、「いくむ」に全員が希望して行くというわけではありませんので、やはり本人の希望、保護者も含めて、それを最優先して対応したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 ここに教育支援機構「いくむ」、このパンフレット、私も頂きましたので持っております。この中の「いくむ」に関してですけれども、「いくむ」の出席が学校の出席になります。学校と連携しますということで、各小中学校で使用しているワークやプリント類は同じように全て受け取ることができます。学習をしたいと思うようになってきたら、教具や資料などが準備されていますと、このようにあります。ここではワークやプリント類とだけ示されておりますけれども、また後ほど言いますけれども、もう少し充実するほうがいいのではないかと思いますし、今現在、小学生の不登校の子もいますし、不登校傾向の子もいますということで、人数のほうも先ほどお示しいただきましたけれども、こうした子供たちも、ここがもう少し充実すれば、通って、ここで適切な指導が受けられる、学習ができるのではないかというふうにも思います。

次の質問に移ります。

各学校の不登校児童生徒に対するオンライン授業の導入を提案いたします。自宅におけるICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう、留意する必要があることは承知しておりますが、子供の学ぶ権利を保障することも重要であると思います。現在、香川県内において、高松市、三豊市、観音寺市、宇多津町では、取組の内容に違いはありますが、既に不登校への重層的な支援体制の強化として、保護者や本人からの要望があった場合に、自宅や校舎内別室登校に対してオンライン授業を行っています。本町においても必要だと思います。オンライン授業の導入ができれば、教室の朝の会等への参加もできます。オンラインで保護者や本人へのカウンセリングや相談も可能となり、対面に加えての多様な支援につながるのではないのでしょうか。

また、インフルエンザ、風疹、水痘など、学校において予防すべき伝染病として出席停止期間が定められている期間においても、病状が回復すれば、オンラインで授業を受けることが可能となります。病気やけがによって長期間学校を休まなければならない児童生徒にとって、学ぶ機会が保障されることになると思います。本町の不登校に対応したオンライン授業の各学校の実情をお尋ねいたします。

もう一点、不登校児童生徒等に対する自宅や適応支援センター、校舎内別室登校に対してのオンライン授業の導入について提案し、お考えをお尋ねいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西米希子議員の不登校児童生徒に対するオンライン授業の導入についての質問にお答えいたします。

川西議員さんの御指摘のとおり、県内の幾つかの市町で自宅や校舎内別室登校の児童生徒に対してオンライン授業を行っているということは承知しており、本町でも今後の検討課題であると認識しております。

一つ目の御質問は、本町の不登校等に対応したオンライン授業の各学校の実情について

のお尋ねでございます。

現在のところ、不登校の児童生徒に対してオンライン授業を実施した学校はありませんが、出席停止により5日間欠席せざるを得なかった児童にオンラインで授業を行った小学校が1校ございます。また、中学校では、新型コロナウイルス感染者やその濃厚接触者など、長期欠席の者には希望者にオンラインで授業を視聴させております。

二つ目の御質問は、不登校の児童生徒等に対する自宅や適応支援センター、あるいは校舎内別室へのオンライン授業の導入についてのお尋ねでございます。

自宅でオンライン授業を受けることが可能となれば、不登校の児童生徒だけでなく、病気やけがを含め、様々な理由で長期間学校を休まなければいけない児童生徒にとっては、学ぶ機会が保障されることになるかと認識しております。今後、必要があれば、自宅や適応支援センターへのオンライン授業の導入を検討したいと考えています。

別室登校の児童生徒に対しては、子供の状況にもよりますが、教室とオンラインでつなぐことが負担になるという子供さんもいるようでございます。また、登校できている場合には、担任または教頭らに対応することも可能でありますので、これについては慎重に検討していきたいと考えています。

オンライン授業の実施につきましては、まず、来年度からはGIGAスクール構想で整備された1人1台のタブレットを持ち帰り可能にし、家庭でも有効活用できるようにしていきます。ただ、先ほど申しましたように、自宅へのオンライン授業を行ったことがある学校はわずか2校でございます。また、オンライン授業を試みたものの、回線の問題で中止したという学校もありましたので、ハード面の点検、教師の研修も含め、全ての学校において必要がある場合にはオンライン授業ができるような体制を整えたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。タブレットを持ち帰らせるということも考えてくださって、オンライン授業については、またしっかりと今後検討していただくということですので、時代はデジタル化に向かっております。ぜひ実現していただきますように、早期実現を望むものであります。

次の質問に移ります。

不登校、発達障害の相談窓口と各学校や専門機関との連携、保護者への情報提供についてお尋ねいたします。

福祉保険課内に開設の子ども家庭総合支援拠点は、町内の全ての18歳までの子供とその家庭（妊産婦を含む）を対象に相談全般から専門的な支援までを行う窓口ですとされておりますが、不登校や発達障害について相談した場合、学校や専門機関等とはどのように連携し、どのような支援や情報提供が受けられる体制が整っているのでしょうか。御答弁お願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、福祉保険課内の子ども家庭総合支援拠点が学校や専門機関等とどのように連携し、どのような支援や情報提供が受けられる体制なのかについての御質問にお答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点につきましては、去る1月から福祉保険課内に開設し、社会福祉士1名と保健師1名がその対応に当たっております。これまでも、福祉保険課へは不登校や発達障害を含め、妊産婦から子供に関する様々な相談や問題が寄せられていますが、その内容によって、福祉保険課、健康増進課、学校教育課、こども園、小中学校と情報を共有いたします。場合によっては児童相談所や警察等の関係者を含めた個別ケース検討会を開いて、現状把握や問題点を確認するために、情報を共有しながら有効な支援方法を検討したり、問題解決のために有効な役割分担を決めるなどしながら対応しております。

また、個別ケース検討会で上がってきた課題につきましては、西部子ども相談センター、中讃保健福祉事務所、琴平警察署、民生委員会代表、主任児童委員代表、主任児童委員、学校教育課、健康増進課、福祉保険課の専門職員が集まる要保護児童対策地域協議会実務者会を開催し、情報共有を図るとともに、支援の方向性について協議を行っております。

なお、最近ではこれまで以上に多様なケースが増えていますので、それに対応できるよう、子ども家庭総合支援拠点では、ケースの状況確認と子供に寄り添った支援方針を協議する会議を増やす方向で会議に関わっていただける関係機関との調整を進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

子ども家庭総合支援拠点事業については、本年2月の町広報誌で住民に周知されたばかりです。まだ始まったばかりの事業です。今後、様々な悩みや相談事に対応しながら、方法や手順に関する知識が蓄積されていくものと思います。

私がお伝えするまでもないことですが、今は子育てに関しても伴走型相談支援が求められています。これはただ単に次の窓口を案内するのではなく、問題が解決するまで寄り添い、必要な支援を切れ目なく届けるのが目的です。様々な課の枠を超えてチームまんのうで頑張っていたきたいと心から願います。

子供たちはひとしく学ぶ権利を有しています。将来に向けてどの子にも大きな可能性があります。不登校や発達障害児童や生徒を支える人材の増員、オンライン授業などさらなる学びの環境づくり、多様な学びの選択肢の情報提供などを強く要望いたしまして、一つ目の私の質問を終わります。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時30分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

川西米希子君、続いて2番目の質問を許可します。

○川西米希子議員 二つ目の質問に移ります。こども園におけるおむつのサブスクリプションについてのお考えをお尋ねいたします。

おむつが必要な年齢は、生後すぐからおおむね3歳頃までの子育てでも最も手のかかる時期です。おむつに1枚1枚子供の名前を書いて、こども園に必要な枚数を持っていく、この負担を解消するのがおむつのサブスクサービスです。保護者が月額定額料金を支払えば、おむつ、お尻拭きが直接こども園に届くため、保護者の負担が減り、子供との時間にゆとりが持てます。保育士のおむつ管理の手間も減少するのではないのでしょうか。おむつのサブスクリプション導入についてのお考えをお尋ねいたします。以上です。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員の2番目の御質問は、こども園における紙おむつの定額購入サービスの導入についてでございます。

初めに、こども園の紙おむつに関しまして御報告を申し上げます。

これまでは保護者がそれぞれの家庭に持ち帰り処分しておったところの園児の使用済みの紙おむつにつきましては、本年1月よりこども園でまとめて処分することにいたしております。これはいろいろな感染症に感染するおそれのある保育者のリスクの軽減、また、保護者にとっては衛生面の向上などのメリットがあるものと思っております。

さて、おむつの定額購入サービスのサブスクリプションについてでございます。

サブスクリプションと申しますのは、商品の購入代金やサービスの利用料を毎回請求するのではなく、一定期間利用することができる権利に対して料金を請求するというビジネスモデルであり、一般的には料金を支払っている間は自由に商品やサービスを利用することが可能というものでございます。

先月半ばに報道がありましたが、宇多津町の公立保育所におきまして、このサブスクリプション方式によるおむつの定額購入サービスが本年4月より導入されることになったようでございます。全国的には私立保育所で1,000か所程度、公立では10程度の自治体がこのサービスを導入しているとのことであります。宇多津町の保育所におきましては、保護者が一月に3,278円を民間事業者を支払うことで、紙おむつとお尻拭きが園に届き、園内で制限なく使うことができるようでございます。保護者にとりましては、おむつに名前を書く作業がなくなったり、登園時の荷物が軽減されること、保育者にとっては各家庭から持参してきた紙おむつの仕分や在庫確認の作業がなくなるなど、双方にメリットがございます。

一方、デメリットといたしまして、保護者におきましては、使用する紙おむつなどの商品が子供の体形や体質に合うかどうかの不安があったり、おむつの使用量が少なくても定額の支払いが必要であること、また、保育者におきましては、このサービスを利用する保

護者と利用しない保護者が混在することによりますおむつの仕分などの煩雑さが予想されます。

今後におきまして、保育者の負担軽減につながるのか、また、このサービスがあれば利用したいと思っている保護者がどの程度いるのかなど、調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。これは保護者のお考えが最も重要かと思えます。

日本の年間の出生数は昭和22年から24年の第1次ベビーブームには270万人を超えていましたが、昭和50年に200万人を割り込み、それ以降は毎年減少しています。令和4年はついに80万人を下回りました。これは昭和22年当時の出生数の3分の1以下であり、国の想定より8年も早く少子化が進んでいます。少子化と同時に進行する高齢化、人口減少が続けば、国の衰退は避けられません。年金や医療、介護などの社会保障は現役世代が支える仕組みになっていますので、制度の維持自体が困難になります。

今年は令和5年ですが、令和7年頃からは20代の人々が急激に減少することから、結婚しやすく、子育てしやすい社会をつくり上げるまでに残された時間、タイムリミットはあと2年と言われています。国もこれまでと異なる政策を行うと掲げていますが、少子化対策は町全体でいかに持続可能なまんのう町をつくるかという考えが必要で、それが御高齢者、また、全世代を守ることにつながるのだと思います。

私自身も住民の皆様のお声にしっかりと耳を傾け、また、この場で新たな施策を提案できるよう、今後も頑張ったいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○白川正樹議長 以上で、7番、川西米希子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 それでは、一般質問をしたいと思います。まず、皆さん、こんにちは。並びに、放送をお聞きの住民の皆様、こんにちは。3番、鈴木でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い進めさせていただきます。

3月に入り、やっと寒さが和らぎ、いよいよ春の始まりという気がいたします。皆さん、季節の変わり目ということもあり、また、寒暖の差が非常に今は厳しいので、体調のほうには十分気をつけていただきたいと思います。

3月といえばいろんな花が咲き始めます。代表的なものは桜や菜の花、カーネーション、タンポポなどがあります。また、花には一日一日、日にちごとに誕生花があるみたいです。今日で言えば、3月7日はニリンソウだそうです。このニリンソウの花言葉が友情や協力だそうです。ちなみに、今日、私が今から二つの質問をいたします。そのどちらにも協力というものが不可欠なのです。そういう意味では、今日にふさわしい質問をできるこ

とに感謝をいたしております。

それでは、一つ目の質問に入ります。「町の指定管理料と債務負担行為の適否を伺う」です。

まず、一つ目から三つ目までを言います。

指定管理料の金額は適正なのか、事務評価を行っているのか。

また、二つ目、債務負担行為の5年の年数は現況に合っているのか。

三つ目が、人口減少、少子高齢化の中、本当に見直さなければならないところがあると思います。民間事業とのバランスも考え、査定した金額、査定した年数を考えては、についてお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、指定管理料金額は適正なのか、事務評価を行っているのかについての御質問にお答えいたします。

指定管理者制度は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、2003年に地方自治法の改正により開始された制度であります。

指定管理者制度が創設される以前は管理委託制度の下、公の施設の管理が委託できる相手方を「公共団体」、「公共的団体」及び「地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの」とし、利用料金制も導入されていましたが、指定管理者制度の創設により、公の施設の管理を委ねることのできる相手方を「法人・その他の団体」と改めることで、株式会社等の営利法人の参入が認められることや、利用料金制も引き続き採用するとともに、施設の利用に係る処分権限も指定管理者に委ねることができるようになりました。

現在、まんのう町では18施設を指定管理者制度による管理運営を行っていますが、今年度末で指定期間が満了する12施設において、指定管理者の指定について今議会で議決を得るよう上程させていただいております。

指定管理料につきましては、公共の目的を果たすべき必要な費用として指定管理者に指定管理料を支払っており、指定管理料の積算は、毎年度、社会環境の変化に対応しつつ、施設管理費、運営費、修繕料、人件費、一般管理費等の経費に対して施設利用料を差し引き算出を行っております。指定管理者制度を効果的に活用していくためには、行政の責任を確保しつつ、指定管理者の持つ技術やノウハウを生かし、創意工夫を重ね、住民サービスの向上と経費の効率的な活用を行ってまいります。

次に、指定管理者に対する評価につきましては、出資法人経営評価委員会や指定管理者評価委員会にて評価を行っております。しかしながら、指定管理者制度を導入している施設は多種多様であることから、施設の規模、態様に応じた適切な評価手法を研究していかねばならないと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、指定管理の指定期間の設定について御説明申し上げます。

本町の指定管理者制度に係る基本方針では、指定管理者の指定期間は3年から10年程度としており、公の施設ごとに指定管理者が行う業務範囲を考慮し、維持管理が中心の施設は3年程度、指定管理者の運営のノウハウを活用し、一定の成果を得ていく施設は5年程度、福祉サービスを提供する施設などのうち、特に利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設で、長期的に安定したサービスの提供が求められる施設につきましては10年程度を原則として、指定管理者選定基準等検討部会で指定管理者の指定期間を5年と決定しております。

なお、総務省自治行政局が行っている令和3年4月1日現在における公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査では、指定期間5年が72.7%、前回調査71.5%から1.2ポイント増、5年超は7.6%、前回調査6.5%から1.1ポイント増えており、指定期間は長期化の傾向になっております。

また、平成22年12月28日付総務省自治行政局長から「指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること」という通達があります。

近年、社会経済状況の変化などにより、指定管理料の支出が確実に見込まれるため、指定期間の5年間において債務負担行為の5年間を設定しております。なお、先ほど申し上げました調査の債務負担行為の設定状況は59.8%が設定している状況となっております。

指定管理者の指定期間を5年間とすることで事業の継続性や安定性、また、人材育成期間の確保が可能になり、指定管理者の専門性や創意工夫などにより施設の設置目的に沿った運営管理が行われ、サービス水準の拡充、管理水準や利用者満足度の向上になるものと考えております。

次に、民間事業者は蓄積したノウハウにより企画・アイデアを生かすことで多様化する住民ニーズに応えやすくなり、従来の自治体にはないサービスを提供することができます。魅力的な事業や地域向けイベントの充実は利用者満足度の向上にもつながります。また、指定管理者の選定手続を公募とすることで、民間事業者間の競争原理に基づき、自治体の経費縮減につながる可能性があります。

しかしながら、施設を所有する自治体と実際にサービスを提供する指定管理者が別主体であるために生じる問題もあります。指定管理者が自治体に代わって公の施設の運営を行うため、自治体は運営の意識を持ちにくくなる危険性があります。また、その施設で直接利用者に顔を合わせるのは指定管理者であるため、利用者の要望が自治体に伝わるのに時間がかかり、速やかに対応できない場合もございます。ほかにも経費縮減の優先によるサービスの質の低下が生じたり、指定期間ごとに指定管理者が変わることによって、提供するサービスに継続性や連続性を保ちにくくなったりすることがあります。あわせて、指定期間の終了を迎え、新たな指定管理者を募集しても、現行の指定管理者しか手が挙がらず、運営に関する新たな提案が出にくいという問題もあります。こうしたデメリットもあり、

指定管理者制度を導入した場合でも直営に戻し、よりよい運営の手法を再考する動きも出てきています。

現在、まんのう町では、市町村合併以前の旧町時代に公の施設を管理運営する目的で町が大半を出資した法人を設立し、その法人が指定管理者として指定を受け、管理運営を行っております。近年の世界情勢や社会環境の変化、あわせて新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経営状況は厳しい状況となっていることや新たなサービスが出にくくなっていること、また、町が出資した法人が3法人あることなど、公共サービスの質の向上と持続的な提供に向けて、よりよい施設運営のために最適な手法を研究していかなければならないと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

昨日、本会議で同僚議員の方が申されました条例事項のことは私も資料として用意していましたが、割愛させていただきます。

また、今から再質問いたしますが、答弁に関しては担当の課長で構いませんので、よろしくお願いいたします。

では、質問いたします。町の指定管理、また、町の指定管理料とは何か、また、債務負担行為とは何かをごく簡単に説明をしていただきたいと思えます。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目、指定管理料についてでございます。

こちらのほうは、この施設の管理運営していくに当たって、公共的なサービスを提供する上で必要な経費ということで指定管理料を支払っております。

もう一点が債務負担行為ですが、将来にわたって負担する額が幾らになるのかということで、まんのう町の指定管理を行っている施設は収益的なところが多くて、社会環境の変化にすごく敏感で、大変変わってくるということで、今までは債務負担行為を行わずに、毎年度、年度協定を結んで指定管理料というものをしておりました。しかしながら、先ほど町長も申し上げましたように、指定管理料を支払うことが明らかに見込まれるということで、今回、5年間の債務負担行為を起こさせて設定させていただきました。以上でございます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。最初に言っておきますが、私自身、適正な指定管理料、債務負担行為はなくてはならないと思っております。そこを理解していただいた上で質問をさせていただきます。

指定管理料、指定管理は本当に適正なのか、事務評価をしっかりとしているのか、もう一度、伺います。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えします。

近年の世界情勢、また、原油、物価の高騰等によりまして影響する部分がかなり大きくございます。新型コロナウイルス感染症も終息に向けてだんだん落ち着きを見せているんですが、まだまだ温泉施設とかいうところは元のところまでは戻っていないという状況でございます。そういった中で、今の現状の中でこれぐらいの経費は必要でないかというところを指定管理の申請のあった団体と協議しながら、この指定管理料というのを設定して、債務負担行為のほうを設定させていただきました。これから議会のほうで承認いただいた後に、また令和5年度の年度協定を結んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。

では、お聞きします。先ほど町長の御答弁の中に、18施設の指定管理者制度による管理運営と言いましたが、この18施設の指定管理料、合算で大体どのぐらいの金額になりますか、お聞きします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の質問にお答えします。

令和5年度の予算ベースで申し上げます。この18施設で、全部の合計では約1億1,200万円ほどの指定管理料になってございます。以上でございます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 では、今回、議案に上がっている12施設の合計はどれぐらいになりますか、お聞きします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えします。

約1億500万円でございます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。課長、ちょっと18施設の指定管理者制度というのは、まんのう町としては非常に多いんじゃないでしょうか。近隣の町なんかを確認してみますと、指定管理というのはほぼ一桁台です。その18ということに関してどのように思われますか、お聞きします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

市町村合併して、3町が合併して、それぞれの地域に合った施設がございます。その中で、私もこの18施設というのはかなり多いかなというふうには感じております。その中で、昨年度から休館している施設もございます。そういった中で、今後、またいろいろ検討していかなければならないこともあろうかというふうには感じてございます。以上でございます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 検討していただきたいと思います。物すごく莫大な税金が指定管理料として指定管理者に渡されているということが分かりました。また、今年度は物価高騰で電気代やガス代などの高騰などから、先ほどの言われた金額より断然高くなると思います。

そこで、先ほど言いました事務評価のことですが、二つの評価委員会にて評価を行っていることでよろしいのですね。

そこで、お聞きします。出資法人経営評価委員会とは、ちなみに何人いて、どのような方が評価をしているのか。また、指定管理者評価委員会の、これは以前、総務常任委員会の際に資料を見せていただきました判定結果というのが全て「適」についてですが、それについて少しお聞きしたいと思います。これは総務常任委員会の際にお聞きしたので、企画政策課長、ちょっと説明をお願いいたします。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 鈴木議員様の再質問についてお答えいたします。

指定管理者の候補者に関する分の評価につきましては、まんのう町の指定管理者審議会を開催しております。その中で5名の委員様が100点満点で審査をしていただき、おおむね50点以上を「適」というような形で採点をしていただいて、総務委員会のほうに御提出させていただいたということでございます。

それと、出資法人経営評価委員会及び指定管理者評価委員会につきましては、町内の管理職である副町長、総務課長、琴南支所長、仲南支所長、建設土地改良課長、健康増進課長、生涯学習課長、福祉保険課長、地域振興課長、企画政策課長の構成するメンバーで行っております。以上でございます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。出資法人経営評価委員会というのはそうそうたるメンバーが並んでいるのは初めて知りました。そこの判定結果表とかいうものは、そこはないんですか、お聞きします。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 鈴木議員さんの再質問についてお答えします。

近々では、令和3年度で行っております。そちらにつきましては、各出資法人とか団体の評点をつけております。そちらにつきましても100点満点で点数をつけさせていただいていますので、よろしく申し上げます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 その結果表というものは全く見たことがないんですけども、ちなみに指定管理者評価委員会の審議会の判定結果表というものはここに出していただいているものを見させていただいていますが、単純にちょっと聞きたいんですけども、毎年、赤字経営のところがあるにもかかわらず、なぜその判定結果が「適」で60点以上もの採点

がつくのか、そこはちょっと疑問に思うんですけども、お聞きします。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 鈴木議員様の再質問についてお答えします。

こちらにつきましては、指定管理者の審議会の5名の委員様に各選定候補者の5年間の経営とか今回の指定管理に関する申請書を出してきていただいています。それを5名の委員様に事前に事務局のほうから御説明差し上げまして、その後、選定評価の候補者の皆様からヒアリングをいただき、その中で委員の皆様方が点数をつけられたということになっておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 指定管理といいましても、収益があるところ、また、収益がないところもあるので、ないところは必要経費なのかなと思うところがありますが、私が本当に聞きたいのは、指定管理者審議委員会の判定結果表とかではなく、やはり現場での評価ポイントですね。よかったところは評価コメントを出す、悪かったところは改善コメントなどを出す。それを指定管理者にしてもらわないと駄目なのではないのか、大事なのは現場の声じゃないのかということをお聞きしたいんですけども、どう思いますか、お聞きします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

やはりこういった公共施設は住民サービスが第一であります。そういったところで、住民サービスが本当にどのようにできているのか、そういうところを一番に評価していかなければならないかなというふうには感じてございます。以上でございます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 それと、この12施設の中で温泉施設、また、キャンプ場、飛行館、特産品センターとかが一緒くたで審議をしているのがどうなのかと私なりに思います。その施設の必要性を考えないと駄目だと思うし、やっぱり条例の掲げる目標というものがどこに向かっているのか、私にはあまりよく思えないのですが、そのあたりをどう思いますか、お聞きします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えします。

おっしゃられたように、よく似た施設等々もございます。しかしながら、まんのう町の中でそういった地域の資源、特性を生かした施設もあろうかと思えます。そんな中で、今後、どのように運営していったらいいのかということをお聞きしたいところを指定管理者と一緒にやりながらやっていきたいなというふうには思っています。以上でございます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 また、指定管理者候補者の中には、先ほども言いましたが、やはり年間赤字経営でやりくりしているところがありますよね。行政的には本当にどう思っているのか、また、その施設がなかったら困る理由というものを教えてください。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えします。

今までこの公の施設の管理を指定管理者を指定して管理運営を行っていた中で、今までが、ある温泉施設のほうが収益がよくて、そこで収益が上がったものをほかの施設の赤字経営であったところを、その収益のよかった施設のお金をそちらのほうに使っていたということで、それまでは全体的にはよかったんですが、やはり社会環境の変化等々によりまして、ある収益の上がっていた施設の経営が悪くなってきたら全体が悪くなってきたというふうな状況になっています。もともとこの施設に対しては、公共的な目的として必要な経費は要るのだろうということで、本来なら施設ごとに指定管理料というのを積算して出さなければいけなかったのが、全部一緒にした考え方でやってたというところ、また、施設の使用料に対しても、売上げの何%というものを町のほうに納付していただいたというところで、今回、そういったところを見直して、施設の使用料は一定額というふうにさせていただいて、必要な指定管理料は指定管理料として施設ごとに積算するように見直しておりますので、御理解よろしくをお願いします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 何か非常に苦しい答弁のような気がいたしました。こんな状況で本当に指定管理を5年、また、債務負担行為を5年、総務省のほうでしなさいと通達があったということは私も調べておりますが、しかし、3年じゃ駄目なんではないかということも思うんですが、そのあたりはどう思いますか。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えします。

今現在、指定管理を行っている施設は収益的な施設が多分にございます。その中で、今現在、原油価格、また、物価高騰といった中で、いろいろ社会情勢が大きく変化している中で、やはり事業者が継続的にやっていく中では、今現在のところは5年間は妥当だというふうに思っております。御理解をお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 では、質問を変えたいと思います。

今後、もし新たな取組事業をやるに当たって、現在の指定管理方式だけにとらわれず、DBO方式（デザイン・ビルド・オペレート）などを取り入れることを考えてはいますか、お聞きします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えします。

公の施設の管理をする中で、今、お聞きしたことは、私、初めてでございますが、いろんな手法があろうかと思えます。そういった中で、まんのう町の公の施設がどういった管理運営がいいのかというところをまた研究してまいりたいというふうに思います。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 答弁の中に、新たな指定管理者を募集しても、現行の指定管理者からしか手が挙がらずという答弁をいただきましたが、やはり方式というものはいろいろあります。最近ではサウンディング、トライアルサウンディング、こういったこともやっているところがあります。徳島の阿南市、香川では坂出、観音寺、三豊などがこれを取り入れております。これは官民連携の手法で、とにかく情報をあちらこちらから集めて、しっかりと管理の下で指定管理を何とか助けていくという手法の一つだそうです。そういったことを取り入れて、これはメリットがあつてデメリットはないというところが非常にいいところなので、ぜひとも入れてください。

こういったことを取り組めば、町長の施政方針の中でも言っていたウェルビーイング、全てが満たされた状態かつ継続性のある、また、幸せに、幸福ということですよね、こういうことをしっかりとさせていただきたいのですが、先ほども言いましたサウンディング、トライアルサウンディングというものを、今後考えて、やっていただけるのか、これは大事なことなので、本当にお聞きします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えします。

先ほど町長も申し上げましたように、今現在、指定管理者の指定を受けて行っている団体は町が大半を出資して、その公の施設を管理するという目的で法人を立ち上げてございます。そういった団体がまんのう町には三つございます。そういった団体をどうしていくのかということと、先ほど鈴木議員がおっしゃられたトライアルサウンディング等々を含めて研究をしていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ぜひとも本当にお願ひいたします。なぜ私が何度も何度もこういうことを言うかということ、気をつけないと、これを我々議会、皆さんがうんと言え、我々の責任が本当に大きいんです。1年後、2年後に何かあつても、指定管理5年、債務負担行為を5年、あなたたちがうんと言ってくれたじゃないですかと言われたらそれまでなんです。ですから、もっと真剣にこの指定管理料というものを精査していただき、適正な金額にさせていただきたい、それが私の思いなんです。

普通、民間で銀行なんか1,000万円を借りたら、必ず返済をしなければならないんです。だから商売している人とか会社経営をされている方は失敗をしないように、もうかるように工夫や努力をして、それを怠らないです。

でも、指定管理料と債務負担行為を長年することによって、答弁の中では満足度の向上とか言っていましたけど、私は逆に経営や運営に関して向上心が下がると思うんです。自主管理、自主事業のところとかやはりマイナスが出たら補填をしてくれる、プラスになっても、その方の給料が上がるわけでもなく、だったら働く向上心というものはおのずと落ちていくと私は思っています。ですから、しっかりとこのあたりを精査して考えて年数

を決めていってほしいと思うんです。

それと、税金ということもあります。これはほとんど税金なんで、大事なので、ばらまきの事業とか無駄な使い方を本当にやめていただきたいというのが私の思いです。そのあたりをちゃんと精査していただけるのかを、再度、お聞きします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えします。

この公の施設の中で公共性、こういったものをどういった観点から評価していったらいいのかというところを研究していかなければならないかなというふうには思っております。以上です。

○鈴木崇容議員 一つ目の質問を終わります。

○白川正樹議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可します。

鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 それでは、二つ目の質問に入ります。自主防災組織の推進と取組方についてを質問いたします。

まず最初に、防災に関しましては、私自身、公約にも上げております。ですから、何かしらの取組方、防災に対して携わり方を考えて、一昨年、香川県キッチンカー協会というものを立ち上げました。まんのう町にも防災キッチンカーの災害協定を結んでいただきました。

去る1月28日には、第1回防災キッチンカー炊き出し実演訓練インまんのうということを県下初で開催もいたしました。その際には町長をはじめ白川議長、また、石崎議員に御協力をいただきました。ありがとうございました。現在では5市6町との災害協定を結んでおります。

そこで、私なりに最近よく見かけ思うのが、防災訓練をやっているところとやっていないところの差があまりにもあり過ぎることです。その差を何とか縮めたいという思いで、今回、この質問をいたします。

防災訓練をやっているところはいいですが、でもやっていないところは本当の災害が来たとき、何もできずに困ると思います。どうしたらいいか、どう対処したらいいのかも分からず、パニックになり、頭が真っ白になると思います。そして、その後、役場に助けを求めることになると思います。それでは絶対に遅いんです。

そこで、お聞きします。

自主防災組織を、現在、立ち上げている地域だけが防災訓練等を行っております。自主防災組織がないところ、また、防災訓練を行っていない地域の自治会長などに町が通知や連絡等をしていただけるのか、それと、防災訓練や防災能力のレベルアップをするため、町からの発信で取り組んでいただけるのかをお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、自主防災組織の維持と取組方についての御質問にお答えいたします。

自主防災組織がない地域への通知や連絡についてですが、過去の災害からも、広い範囲で災害が発生する大規模災害時には公的機関の公助の限界について指摘されており、「自分の命を自分で守る」自助と「地域で助け合うことにより災害を防ぐ」共助が重要となります。

近年、全国各地で大規模災害が発生する中、まんのう町では、平成24年度より地域住民による自発的な災害活動を行う自主防災組織の育成推進を図り、災害に強いまちづくりに資することを目的として、自主防災組織育成推進要綱及び自主防災組織育成事業補助金交付要綱を定め、地域の防災活動や防災資機材の整備に対して補助を行っております。現在は37の自治会単位の自主防災組織と連合自治会単位で四つの自主防災組織が結成され、活動されております。

しかしながら、コロナ禍の影響もあり、その全ての組織で防災訓練などの活動が行われておりません。また、自治会単位の自主防災組織の設立数もここ数年は年間一、二団体となっております。御質問にもありますように、自主防災組織のない自治会宛ての通知などを行うことは住民の防災意識向上を図り、実際の防災行動に結びつけていくために重要であると考えております。

今後は自治会長への通知をするとともに、広報誌や自治会長会の機会などを活用して啓発を行い、防災への関心を高め、自主防災組織の結成促進の働きかけと活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、防災訓練や防災能力のレベルアップのためには、町からの発信で取り組んでいくことは重要であるというふうに考えております。強制とまではなかなかいきませんが、自主防災組織が設立されていない自治会や活動が休止されている団体に対して、防災アドバイザーによる出前講座の周知、また、防災訓練の企画等をし、声かけを行い、防災意識を持ち続け、自主防災組織の活動が継続して実施できるよう、また、自主防災組織の結成に対する支援や働きかけ等の取組についても併せて積極的に行ってまいりたいと考えております。

そして、既に自主防災組織を結成されて、継続的に訓練を実施している団体につきましても、訓練計画作成の段階から連携させていただき、町防災計画や各避難所運営マニュアル、自主防災組織内での役割分担に沿った訓練や地域の方々に参加していただけるような訓練の提案を行い、防災力のレベルアップや行政等の関係機関との連携強化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

自主防災組織を立ち上げて、防災訓練をしている地域の方というのは、災害が起きても、避難場所がどこか、どこに行ったらいいのかという判断が、やはりできていると思います。

例えば公民館に何があるのか、そういったことも大体のことは知っていました。例えば発電機、水、ビスケット、トイレ、間仕切り、畳、こういったものがすぐにあるということ、皆さん、防災訓練をしている方は何となく知っておられました。これだけでも次の対処というものができると思います。

そして、御答弁の内容自体は私が思っていることと変わりがあまりないために、とても満足いたしました。また、その上に利点もあるかもしれません。自治会自体の編成にもつながるかもしれません。

ここで、お聞きします。

先ほどの通知、連絡というものをいつからしていただけるのか、私自身は明日からでもしてほしい思いですが、どうでしょうか、お聞きします。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

ただいま町長が答弁しましたように、やはり私たち行政のほうが進まない、なかなか結成までいかないというような自治会もございます。また、山間部になりますと、自治会を構成している年齢が高齢者の方ばかりということもありまして、体力もないところがあります。そういったところは町から防災講座等でお伺いしまして、ほかの地域と連携して、そういった自主防災組織を立ち上げようじゃないかというような話は、やはりすぐにでも行って、推進していきたいと考えております。以上です。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 総務課長の御答弁、ありがとうございます。私もそう思います。

やはり少ない自治会の方もおられます。ですから、先ほど言いましたように、編成につながる可能性もあると。少ないところが合体して大きくなる、一つの自治会が大きくなるということは非常にいいことだと思います。でも、災害は明日にでも来るかもしれないんです。待つてはくれません。できるだけ早く取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして最後に、この3月末で退職をされる総務課長の萩岡課長、学校教育課の香川次長・課長、また、仲南支所の多田支所長、そして、地域振興課の松下課長、水道事業では岸本課長、長期にわたり本当にお疲れさまでした。課によっては大変私自身が失礼な質問を課長にしたかもしれません。反省もしております。でも、一つだけ私が自信を持って言えるのは、課長とのやり取りの中で私自身が勉強できました。これは本当にありがとうございました。私にとっては何物にも代え難い大きな財産です。ありがとうございました。

これで、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○白川正樹議長 以上で、3番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

5番、京兼愛子君、質問を許可します。

○京兼愛子議員 皆さん、こんにちは。5番、京兼です。一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、高齢者等の移動手段確保についての質問をさせていただきます。

私は令和4年3月定例会で、一般質問で「健康寿命をさらに延ばすには安心・安全な暮らしを」の質問をしました。団塊の世代が後期高齢者となり、免許返納者が増加し、交通手段の必要性が高まるからです。今までの施策では、高齢者の方が十分に満足していると思えないからです。健康寿命を延ばすために、新たな交通手段を要望しました。

そのとき町長は、通院以外についても、買物支援等の他の支援の福祉、介護分野等の施策に合わせて総合的に検討するという回答をいただきました。そして、1年がたちましたが、進展があったようには思えないので、再び質問することにしました。

本町では平成21年11月より商工会、町内タクシー会社の協力を得て、デマンド型の乗り合いタクシーとしてあいあいタクシーを国、県の補助金を活用して実証運行を開始し、平成24年4月から本格運行を開始していますが、10年以上たつて後期高齢者が増え、住民のニーズに応えられない時期になっていると思ったからです。

今では世界の人口80億人のうち、およそ10人に1人が65歳以上の高齢者です。少子化、高齢化が進み、2050年には65歳以上と12歳未満の人口が世界全体でほぼ同じになります。世界的な問題です。現在、日本は10人に3人が65歳以上で、高齢者の割合が世界で最も高い国です。若い人が支えられなくなります。このため、高齢者が長く健康でいられる社会にできるように上手に対応することを求められています。本町においても深刻な問題です。

国においては、ようやく少子化対策に力を入れ始めていますが、急に子供の数が増えて少子化問題が解決することは不可能です。しかしながら、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢者免許返納者が増えて、行きたいところへ行けなくなるという大きな問題は急務です。

最近が高齢者の交通事故のニュースが多く報道されています。2020年、全国で起きた75歳以上のドライバーによる車やバイクの交通死亡事故は前年に比べ33件増の379件で、2年連続の増加となっています。団塊の世代が75歳以上となり始めた影響と見られ、増加傾向が続くおそれがあります。今こそ安心・安全な暮らしを守るには、買物や通院等の移動手段確保なのです。

10年前には団塊の世代が65歳前後で、運転にも不安がなかったので、今の現実を想像していなかったし、本町においても、十分な施策だと思っていたはずですが、本町では高齢者等の移動手段確保について見直しの検討をされているのかをお示しく下さい。御答弁

よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの、高齢者等の移動手段確保についての御質問にお答えいたします。

現在の福祉タクシー「あいあいタクシー」を含めた公共交通網を形成するに当たり、平成20年3月にまんのう町地域公共交通協議会を立ち上げ、まんのう町地域公共交通総合連携計画を平成21年3月に策定いたしました。その連携計画策定の中で、当時の公共交通の現状や利用者のニーズをアンケート調査、業者ヒアリング等で把握し、町の公共交通の課題事項を抽出いたしました。

その結果、交通弱者の移動手段の確保、財政負担の少ない仕組みづくり、環境に配慮した移動手段の確保が喫緊の課題として挙げられました。JR、ことでの鉄道を基幹交通として、路線バスを生活幹線、デマンド型の交通である「あいあいタクシー」をその支線として位置づけた交通網を連携計画の中で決めました。

しかしながら、御質問のとおり、連携計画の策定からは10年以上が経過しており、公共交通機関の利用者やその利用のニーズの変化のみならず、高齢者の運転免許証返納の促進や昨今の燃料費高騰、運転手不足などの社会的な要因も変化しているため、見直しが必要な時期であると認識いたしております。

そのため、来年度事業として地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の策定を予定しております。計画の策定に当たりましては国の示すガイドラインがあり、その中で協議を行うに当たっての具体的指針として地域の移動ニーズの把握はもちろんのこと、地域の実情に応じた適切な乗合いのバス・タクシー等の運行・料金に関することや、通常の貸切タクシーの営業区域の見直し等に関すること、さらには、自家用有償旅客運送等のいわゆる「白ナンバー」での輸送に関することも示されているなど、持続可能な公共交通の確保に向け、あらゆる手段の活用について協議することが示されておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 京兼愛子君。

○京兼愛子議員 御答弁ありがとうございました。

続きまして、現状より一層よい高齢者等の移動手段確保を検討するとき、近隣の市町の実情を参考にし、本町に適用できることを導入したり、新しき発想への模索をして、安心・安全な暮らしを守るまちづくりのために検討してほしいと思います。

例えば、善通寺市は令和4年12月19日、デマンド型乗合サービス「チョイソコぜんつうじ」の実験運行を令和5年4月から始めると発表しました。高齢者等の移動手段確保や交通空白地帯の解消が目的で、実験結果を踏まえて、2024年1月からの本格導入を検討するため、チョイソコは車部品大手のアイシンが開発したシステムで、事前登録者から電話やインターネットで予約を受け、指定停留所で乗降してもらう仕組みで、人工知能(AI)が最適な経路を選択し、複数の人の乗り合わせにも対応することができるもの

で、全国46か所で導入されており、県内では初めてのようです。

また、三豊市は同市財田町の在住者を対象に、デマンド乗合タクシーの実証運行を令和4年11月1日から開始し、運行区間は自宅から公共施設など所定の3か所の乗降場所での往復で、運賃は無料として、期間は令和5年3月31日までとしています。山間部に位置する財田地区は高齢化が著しいにもかかわらず、タクシー事業者が不在で、多くの住民はマイカーに頼ることしかなく、運転免許証の返納が進んでいないため、通院や買物などの移動手段の確保が急務となっており、新たな交通サービスの導入に向けた可能性を探り、乗り合いタクシーの乗降場所は道の駅「たからだの里さいた」物産館、市財田庁舎、市山本庁舎、市コミュニティバスの停留所があり、乗り継ぎの利便性を向上させて、バスの利用を促進させるようです。車両はタクシー1台を利用しています。

高齢者等の買物や通院などの移動を地域住民が主体となって支援するサービスが観音寺市の栗井地区でスタートして、住民がボランティアで専用車両を運転し、自宅とスーパーや病院などの目的地との間を送迎しています。一ノ谷地区でも2021年11月から住民の互助による移動支援サービスが行われており、2か所目となっております。免許証の返納で日常生活での移動に不便を感じている高齢者が多いことから、支援の仕組みづくりを進めてきて、サービスでは専用の軽自動車1台を運行し、買物や通院、公共施設や金融機関への移動を対象として、料金は距離にかかわらず片道100円になっています。

琴平町においても、2022年10月から定額で町内を移動できる新しい交通機関が運行しています。移動サービスを通して琴平を元気にしようとして、2月20日にはより多くの人にサービスを知ってもらい、利用してもらおうと、町民向けに説明会が開かれたようです。

また、丸亀市3月議会で、今秋からデマンド型交通の社会実験に取り組む方針を示しました。運行地区は既存のコミュニティバスや地区のコミュニティ組織が主体となって運行している「おでかけ便」と重複しないエリアを想定しており、公共交通の空白地帯解消につなげるようです。そして、新年度、コミュニティバスの運賃を75歳以上は無料としました。

近隣の市町は高齢者等の移動手段確保のために知恵を絞って様子を伺い、本町においても、今までの事業に甘んずることなく、前進してもらいたい思いでいっぱいです。

東讃地区の東かがわ市においては、2023年度、高齢者の移動支援策として、自動車運転免許証を持たない75歳以上の市民に初乗り運賃10回分のタクシーチケットを配布する事業を実施して、一般会計当初予算案に970万円を盛り込んだと新聞に掲載されていました。

本町でも安心・安全な暮らしを守るまちづくりのために、移動手段問題の見直しを検討してほしいことを要望します。御答弁よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの、現状より一層よい高齢者等の移動手段確保を検討する

とき、近隣の市町の取組を参考にし、本町に適応できることを導入したり、新しき発想への模索を。安心・安全な暮らしを守るまちづくりのために、についての御質問にお答えいたします。

高齢者施策としては、高齢者等の移動手段確保の交通施策に加え、そのほか、交通移動手段以外としての施策「まんのうささえあいサービス」のボランティアによる買物支援や付き添い支援などを拡充させ、高齢者の移動支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、公共交通での移動に関しましては、タクシーや路線バスを生活の中で利用していくには費用面から不安に感じられる方もいらっしゃいますので、最近では定額制の利用形態の制度が導入されているエリアが近隣でもございます。

また、まんのう町内にも既存の路線バスやタクシー、あいあいタクシー等の地域内の公共交通がございますが、住民の皆様が安心して利用できるように、「モビ」のようなサービスについても交通事業者とも協議してまいりたいと思います。

さらに、コミュニティバス等の新たな交通手段についても、近隣や比較的条件の近い地域の事例を参考にしながら、地域公共交通計画策定の協議会にて検討し、よりよい公共交通の形成を目指したいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 京兼愛子君。

○京兼愛子議員 御答弁ありがとうございました。

令和6年度の町長の施政方針時には、交通弱者に関する具体的な施策の公表があることを期待いたしまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、5番、京兼愛子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、石崎保彦君、質問の許可をします。

○石崎保彦議員 2番、石崎でございます。議場の皆様も放送をお聞きの皆様もかなりお疲れさまと思います。本日最終の質問となります。いましばらくお付き合いをくださいませ。今日の私の質問は夢物語のような抽象的な話かもしれませんが、どうぞ一服の清涼剤と思ってお聞きくださいませ。

本日の私の質問は、5年後のまんのう町の里地・里山の共創でございます。時間の関係上、本日は里地部分についての質問を行います。こういった場合、よく用いられるのは、再生とか創成という言葉ですが、あえて共に創るという意味合いで共創という言葉を用いました。

では、誰と共にか、でございますが、これは町内にお住まいのお子様から、児童、学生から責任世代の皆様や老人に至るまんのう町民全体と我々議員や執行部の皆様であります。全員の知恵や思いを持ち寄り、全員が活動に携わり、町内全体でこの課題解決に向かいたいという思いでございます。

では、この町民を挙げての取組が成功したときのまんのう町原風景とはどんなものな

のでしょうか。そのときのまんのう町を上空からドローンで眺めた風景を私の拙い説明で御案内してみたいと思います。

5年後、2028年、そこには順次手がけて圃場整備が整った地域では、稲穂や牧草が風になびき、緑色のじゅうたんのような水田がございます。その周りには棚田のように点在し、従来の様子を残した田畑に季節の野菜や果物が実っています。人々が住まうきれいな家並み、そして、まるで町全体にパッチワークのように点在するモザイク模様、春にはピンクのレンゲ畑、秋にはオイル用の大きなヒマワリと観賞用のかわいいヒマワリが黄色のコーラスを歌い、秋にはピンクや紫のコスモス、ふと気がつけば、5年前には至るところで拡大の一途をたどっていた背丈の伸びた草に覆われ、放置された耕作放棄地はどこにもありません。きれいに爽やかに変身した町内各地には、レンタサイクルで散歩する家族連れや恋人の来訪者の姿が見られ、県外から訪れた観光バスやマイカーの車窓から風景をカメラに収める人々、まるでまんのう町全体が国営公園になったような姿がそこにはあります。

いかがでしたでしょうか。下手なしゃべりで、十分な想像ができなかったかもわかりませんが、御容赦ください。

改正された企業誘致条例も功を奏して、新しい企業立地に伴う就労場所が生まれ、従業員による人口流入もあり、まんのう町は躍動感にあふれる住民と、水と緑の美しい自然が豊かできれいに手の行き届いた田畑や山林と町並み、この調和の取れた美しい町をつくり上げたのは、まんのう町に集う住民の皆様と計画実行を英断された町長をはじめリーダーの皆様です。このことは町民の大きな誇りとなり、次の5年に向かう自信と力を生み、これを経験した若い力がその先のまんのう町をつくっていくのではないのでしょうかと私は思うのですが、では、栗田町長が思われるまんのう町の5年後の町の風景というのはどんな姿なのでしょう。ぜひお聞かせ願えればうれしいのですが、お願いできますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの、5年後のまんのう町原風景についての御質問にお答えいたします。

議員の御提案の「里地・里山の再生と共創」とは、地域の景観や観光振興、農林業をはじめとした産業振興などの様々な分野における取組を総合化した先に実現できるものと思われまます。

それに相当するものといましては、令和2年3月に策定した第2次まんのう町総合計画の中で掲げております「まちづくりの基本理念」としての「豊かな自然を活かし、みんなで創るまち、まんのう～地域のつながりを大切にするまちづくり～」や、5年後ではありませんが、令和11年度に到達する「まちの将来像」としての「元気まんまん まんのう町～水と緑がひとを育み支えあうまち～」というものが相当すると考えております。ここでは具体的な風景などについての記述はありませんが、おおよそ議員が描かれたようなものがそれに当たるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。すばらしい風景が想像できる御回答に勇気をたくさんいただきました。

では、質問を続けます。

その姿を想像して思いを語るのは簡単なのですが、しかし、その計画実行実現には様々な課題の解決が必要であるのは想像に難しくありません。その諸問題を解決していく最大の原動力となるのは何でしょうか。それは何よりもそれを成し遂げたいという我々と町民の情熱であると思います。この構想の実現に向けた私なりの質問に移ります。

これまで行政の中で蓄積された皆様の知恵と情報と想像力を各部署、持ち場にこだわらず、全庁的にお考えいただいて、できることから取組がスタートするのを切に願います。

この取組の目的は、耕作放棄地のない美しいまんのう町をつくり、まんのう町に人が住みたいという気持ちと、まんのう町に住む満足感と誇りを高め、町外よりの来訪者や転入者が増え、まんのう町に持続可能な発展する原動力をつくることにあります。これはまんのう町の魅力ある大きな資産となります。この景観や環境、特に住宅、店舗、事業所、工場、田畑、山林等の個人や法人の財産、災害がなく川辺に人が集う河川、多くの人が集う公共施設等の公共財産、これら町内全ての組み合わせによって、その価値は構成されるものであります。よって、行政と民間双方の努力により、美しいまちづくりの実現と維持に自覚と責任を持ち、協力する、こういった意識の共有が必要不可欠となります。

これについては、美しいまちづくり条例等を制定している市町もあります。当町には現在制定しているまんのう町環境基本条例がございます。この第1条、目的及び第3条の2に定義される快適な環境の保全は、全ての公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならないとあります。

また、第6条の2に、町民は基本理念にのっとり、快適な環境の保全及びその創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する快適な環境の保全及びその創造に関する施策に協力しなければならない等の文言がありますが、この条例に今回の提案内容は包括できるとお考えでしょうか。もしくは、一部改正等をもって対応できるとお考えでしょうか。それとも、この課題に取り組むために新しい条例の制定が必要と思われませんか。この点についてお答え願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの御質問にお答えいたします。

環境基本条例は快適な環境の保全及び創造についての基本理念等を定めたものでございますので、議員御提案の「里地・里山の再生と共創」とは環境面での関連はあるものと考えますが、先ほどお答えいたしましたように、本町におきましては、むしろ総合計画がそれに当たるものと考えております。その中で、基本構想や基本目標を掲げ、取り組んでいるところでございます。

そのため、環境基本条例の一部改正や新たな条例の制定は考えておりませんが、関係す

る分野のそれぞれにつきましても、その取組内容は多岐にわたりますので、各分野での現状を踏まえ、分野ごとの本町の基本的な姿勢について整理していく必要があると考えております。

議員御指摘の「耕作放棄地のない美しいまちづくり」を進めるため、農業分野におきましては、地域ごとに農地利用の将来像を示す農業に関する地域計画の策定を進め、森林・林業分野では、森林所有者や森林組合、林産業、自然環境などの幅広い分野の方々の参加による森林委員会を設置し、本町の森林の将来像や森林整備の方向性などについて検討し、森づくり基本方針としてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。具体的なお話をいただきました。なるべく我々町内の全知力とその力をかけて取り組んでいきたいと思うんです。そこに創意工夫と情熱が生まれてくると思います。やっぱり自分ごととしてみんなが考えてくれる。例えば行政に口開けて待っとる、言葉が悪いですけども、こういったんじゃなくて、自分たちも手をかけながら、自分の町を慈しんでいくと、こういう気持ちが生まれることを切に願っておりますし、そういった計画になっていければと思います。

それから、こういった計画を策定、作業着手の場合に、現在の執行部の陣容で可能なんでしょうか。計画の規模とか内容によるんでしょうけども、それとも、増員増強とかが必要なことを想定しておられるんでしょうか。ちょっと漠然とした問いになるんですけども、何とか全庁的に、それから全住民とタイアップしながらやっていきたいので、お答えいただきたいのですが。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員からの提案事項について、現執行部の職員数で各課が連携して取り組める規模であるのか、専門機関からの指導や助言が必要であるのではなどの確定できていない内容につきましては、現時点で明確な回答はしかねますけれども、まんのう町総合計画をはじめとする計画案の策定は各課が連携して行っているところでございます。

また、理想的なまちづくりに向けた意欲的な御意見や要望などを計画に盛り込むために、専門的な知見を有する関係機関や町内各種団体の皆さんで構成する委員会を立ち上げるなど、住民との合意形成を基に実施してまいりました。

今後におきましても、住民の方々から広く意見をいただきながら、実効性のある計画の立案に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。

非常にどこから手をつけてどうという、ややこしい、悩ましい問題が多いと思うんですけども、ある程度の姿が出来上がって、手をかけていく場合ですけども、当然これ耕作放棄してるとはいえ、個人の財産になりますよね。その場合に、そこへの働きかけ、了解と

かが必要になってくるんですが、現在、農林課、農地委員会さんを中心に、私も参加させてもらったんですが、非常に10年後の耕作計画、今、立ち上げて、地図上にいろいろ反映させていっていますよね。現在での地図上へ耕作放棄地の所在とか、それから、その所有権をどなたが持っているのかとか、こういった反映は可能なのでしょうか。

それから、条例の制定も改正も予定はないということでしたんですが、そこへの今度は働きかけ、こういったことは進めていける、協力の取付けとかは可能とお考えでございましょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

10年後の農地利用を決めるための「農業に関する地域計画」につきましては、農業委員会が推進母体となって策定に着手しているところでございます。

御指摘の耕作放棄地の所在につきましては、農業委員会が毎年行っております農地利用状況調査で、遊休農地となっている農地の所在や所有者は地番ごとに確認しております。

また、新たに発生した遊休農地の土地所有者には、法令に基づいて農地利用意向調査を行っておりますほか、農業委員会では令和元年度から令和2年度にかけまして、町内全ての耕作者に今後の農地利用に関するアンケート調査を行い、耕作の意向などを精査して、アンケートの結果を地図化しております。

こういった資料のほか、現在の耕作者ごとに色分けした地図などを確認いただきながら、農業者座談会で地域課題への取組策などを検討しているところでございます。

最後に、農業振興に関する法令や規則、要綱などは、その時々々の農業課題に対して、都度、改正や運用の見直しが行なわれているところであり、本町も同様に都度発生する農業課題に対して柔軟に対応できるよう要綱などを策定し、適正に運用できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。ほっといたしました。非常にきめ細やかな御対応が取れるような御回答でございました。ありがとうございます。

そしたら、その計画が具体化した段階のことになりますが、まずは担い手づくりになってくるんですけども、冒頭で言いましたように、この担い手は全てのまんのう町民と考えます。

まず、児童生徒についてですが、学習指導要領の生きる力の第5章の特別活動の5番目に定義されております勤労生産、それから奉仕的行事の範囲に、例えばこういった耕作放棄地における耕作とか種まきとか苗植え、除草等の作業をボランティア活動などの社会参加に含めることは可能なのでしょうか。現在は農家へ出向いての農作業体験や田植えとか稲刈り、部分的な体験等を季節的に行っていると思いますが、継続的に社会体験として整備を進める耕作放棄地における作業を授業、教育の一環として導入実施し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参加し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、

実践的な態度を育てる目的として取り組むことは可能でしょうか。それからまた、こども園の幼児についても、こういったことは適用可能なんでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

耕作放棄地における勤労生産、奉仕的行事についてでございます。

まず、所有者もしくは担い手が不在のために発生したのが耕作放棄地でございます。そのため、耕作放棄地で児童生徒が農業の体験をするためには、煩雑な手続が必要ではないかと考えております。耕作放棄地という観点からは少々外れますが、現時点におきます児童生徒の勤労生産、奉仕的行事について報告しておきたいと思っております。

まず、中学校におきましては職場体験学習を行っており、農業関係につきましては、仲南地区の三井牧場で畜産業、山内農園で農業の体験を行っております。

小学校におきましては、琴南小学校がそば作りを行っており、種まきから刈取り、製粉からそば打ちまでの体験をしております。また、満濃南小学校では、古代米である緑米作りを行っており、もみまきから田植え、稲刈りを体験し、餅つきまでの体験をしております。仲南小学校では、総合の時間にヒマワリに関する学習をしており、こちらにつきましても、種まき、収穫を経験し、搾油したひまわりオイルを給食の食材として使用しております。いずれの体験も地域の方の協力を得ながら行っているところでございます。

また、こども園につきましては、大がかりな体験はできませんが、園内におきまして、チューリップの球根やパンジーの苗の植付け、タマネギやミニトマトなどの野菜の苗を植えてからの栽培などを行っているところでございますので、よろしく申し上げます。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。活動の内容がよく分かりました。恵まれた町だと思います。例えば高松市とか都市でおりますと、こういった体験は子供さんになかなか難しいと思うんですが、非常にほっといたしました。

こども園時代から中学校生活までの感受性豊かな成長期において、こういうふうには町内の田畑に出向いて、自分の手で種をまいたり、あるいは動物の世話をしたりとか、非常に育ちゆく命に触れて、ふるさとでの農作業体験が本人の情操教育にもなると思うんです。優しい心と、それから農地に関わったことで郷土に対する思い、これも育まれてくると思います。

実は私ごとですが、本日8時半に琴平中学校の2年生が50名と先生が7名、朝8時半にお迎えして、今日はジャガイモの種芋を植える、これを食育授業の一環で午前中行ったそうです。お迎えしといてからこちらに参ったんですが、昼の休憩時に携わった家族の様子を聞いてみますと、ジャガイモを切って、それから植えることとか、かわいい紫色の花がそれに咲くこととか、それから、今日植えた種芋の周りに新しい芋が6月ぐらいに入って、それをまた掘りにこれるということで、最初は何かしどろもどろ受動的にやっつけたのが、非常に終わりの頃はきゃっきゃ言いながら、それから若い先生は、先生もジャガイ

モノこれがこうなるんかということが分からなかったそうなので、非常に笑顔いっぱい元気な帰ったよということをお聞きしたんです。

以前に川原議員さんが木柵池に魚を放流する、稚魚を放流するお話をしてもらったときに、園で見ている笑顔とは全く違う笑顔がそこにはあったんだというお言葉を聞いたのが記憶にあります。やっぱりそういった、特に郷土の中で、自然の中で、こういった育んでいく思い出というのは非常に大事なものかなと思います。ぜひ教育現場にも連携できる、先ほどの、いっぱいやってもらっとるんですが、それにまたプラスアルファで様々な体験を積み重ねてあげられたらと思います。

それから、さっきの耕作放棄地云々については法的なものがあって非常に難しいという話でしたんですが、可能なところへ、これに高校生や大学生へも、例えばまんのう町美しいまちづくり体験募集とか、こういった形でどんどん関わってもらって、みんなの手でまちづくりができたかなというふうに思います。

それから次に、現在、各公民館行事に参加されている比較的高齢者の方にも同様の作業を担ってもらったらと思います。それから、各高齢者用の施設がありますが、こことも作業従事するときの安全性を確立した上で、軽作業に派遣、参加できればいいと思うんです。作業工程によっては、作業場所と日時が児童生徒が来る時間帯と、場所と、それから、お年寄りが参加する場所とかが一緒になったときには、非常にお互いにいい効果が出るんじゃないかなと思います。

最近、核家族化が進んでまして、お年寄り、おじいちゃん、おばあちゃんがないおうちが多いんですね。そうすると、昔のように次々と言い伝えてきたこととか、それから、いろんな教えがそこで生まれたんですが、全くそこがない世界で大きくなっていく子が多いと思うんです。双方により結果が期待できるかなという気もいたします。

それから、町内外の企業への参画募集も働きかけたいと思います。これは担い手である人の面と、それから運営資金の面、双方を目的にしたいと思うんですが、人の面は、例えば社会貢献活動として従業員さんを福利厚生上の有給休暇等を提供させて、ボランティアで参加してもらおうとか、それから、趣旨に賛同していただいた法人の賛助会員として定期的に会費の提供とか、農機具メーカーさんであれば、従業員等の参加と農機具の供与と、これも募れたらよろしいかと思うんですが、過去にこういった事例とか計画とかはあったんでしょうか。それとも、またこういった手法を取ることにしている懸念材料とかもあると思うんですが、この辺についてはいかがでございましょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの質問にお答えいたします。

少々御質問の内容からそれた回答にはなりますが、令和4年のヒマワリ栽培において、香川大学生、地元自治会、町と包括連携協定を締結している企業に呼びかけ、播種、間引き、草抜き、そして、香川大学生が考案した迷路づくりを行いました。このような取組が拡大し、まんのう町に関わる関係人口が増えていくことを期待しますが、参加者の募集に

において、この取組に対して理解していただける方が少人数であることや、学生については、移動手段の確保などまだまだ課題が大きいと感じておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございました。そうですね、こういったのが、だんだんとこれを核にしながら、試験的にやりながら広がっていけば、町全体がいろいろな形で躍動感が出るのかなと思います。

それから続きまして、基本的にボランティアを想定しておるんですけども、併用して、就労対価を有料とした作業について、例えばシルバー人材センターへの委託とか、こういったことも考えられると思うんですが、この間、話しておりましたら、非常にシルバー人材センター、最近、受注量が減ってまして、個人宅からの受注はまあまああるんですが、法人、団体からのが非常に減ったんだというお話もあったんですが、こういったところにも、今度、高齢者の働く場所の提供の促進にもなるかと思えます。委託契約先への報酬支払いと、こういった今の現行制度の中で、例えば環境保全作業に対して補助金を払う、まんのう町中山間地域等の直接支払いの交付金とかあるんですが、これとの整合性とかはいかがでしょうか。懸念があるのか、それから、本件のこういった計画が進む場合に併用できるのか等について、現状の段階で、非常に抽象的で御回答が難しいと思うんですが、現段階でのお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど議員から提案のありました計画につきましては、実施される地域で実行に向けた話し合い、合意形成が必要であると思えます。仮に事業の実行委員会などが立ち上がり、具体的な方向性が示される中で、費用の工面が必要となった場合には、事業予算を立て、個別具体的に検討する必要がございます。

また、中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、集落単位で農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動を行う場合に一定額が交付される制度であります。こういった制度の目的と議員が提案されておる事業との整合性や併用に関しましては調査研究を要しますので、この場ではお答えしかねますので、今後、十分調査をしていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 非常に抽象的な質問で、御回答失礼しました。ありがとうございました。よく分かりました。

そしたら、この計画、構想が少し具体化した場合の資金調達の面についてお伺いしたいんですが、お答え可能な範囲内で回答いただければと思えます。

まず、当町の制定されてる基金のうちの3種類について、ちょっとお伺いしたいんです

が、まず、まんのう町地域福祉基金の第1条の目的に、高齢化社会の到来に備え、福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等に必要な財源確保とあり、第6条の処分については、目的達成に必要な経費の財源に充てるとあります。この高齢者の福祉活動の促進という部分に、例えば高齢者が本事業に参画した場合とかを含むことが可能でしょうか。

また、まんのう町子ども未来夢基金条例の第1条の目的は、心身ともに健全な子供たちを育成するための事業に要する経費に充当とありまして、第6条、処分については、その目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限るとあります。この目的にこども園の幼児とか小中学生児童らが今回提案したような事業に参画した場合、これ等は含まれますでしょうか、お願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

地域福祉基金についての御質問にお答えいたします。

現在、予算上はやすらぎ荘管理運営事業費、後期高齢者医療費、在宅寝たきり老人介護福祉手当支給事業、後期高齢者医療費、デマンドタクシー運行事業費、健康生きがい施設運営事業費、健康づくり推進事業、障害者自立支援給付費、子ども医療費支給事業費などに地域福祉基金を取り崩して充当いたしておるところであります。

石崎議員さん御質問の高齢者が本事業に従事した場合ですが、地域福祉基金条例の解釈次第とはなりますが、第1条にある「福祉活動の促進」という観点で考えますと、地域福祉基金の取崩しは可能でないかと考えております。

次に、子ども未来夢基金についての御質問にお答えいたします。

本事業が「心身ともに健全な子どもたちを育成するための事業」であれば充当することが可能でありますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 明確なお答えありがとうございました。元気が出てまいりました。

もう一つあるんですがございますが、まんのう町のふるさと応援基金条例がございます。この第5条の処分及びまんのう町ふるさと応援寄附条例の1条の目的と第2条の2の環境保全に関する事業について、こういった今回のような事業に充当することは可能でしょうか。

また、当町へのふるさと納税件数と金額のうち、まんのう町ふるさと応援寄附条例の1条、目的の第2条の2、環境保全に関する事業を選択された寄附者、この件数とか金額は把握できるのでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんのふるさと応援基金についての御質問にお答えいたします。

まんのう町ふるさと応援基金は、ふるさと応援寄附条例において、まんのう町の発展を願い、応援しようとする個人の寄附金を財源として各事業を実施し、寄附者のまんのう町を思う気持ちを実現化することにより、様々な人々の参加による活力あるふるさとづくり

に資することを目的として、五つの事業に活用しております。

一つ、芸術、文化の振興に関する事業、二つ、環境保全に関する事業、三、保健、医療、福祉の向上に関する事業、四、教育、スポーツの振興に関する事業、五、産業振興に関する事業に充当するため、ふるさと応援基金を取り崩し、一般会計に繰り入れ、各種事業の財源として充当しております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、ふるさと納税件数と金額、また、そのうち環境保全事業を選択された件数と金額についての御質問にお答えいたします。

まんのう町ふるさと応援寄附金の状況は、令和2年度3,586件で3,900万円、令和3年度7,501件で6,700万円、令和4年度の1月末現在では9,438件で8,300万円と年々増加していますが、他市町と比較しますとまだまだ低調であります。

寄附者が選択した環境保全に関する事業につきましては、令和3年度の実績で見ますと、552件で513万円であり、件数での選択率は約7.4%を占めております。

以上、石崎議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。7.4%ということをお聞きしたんですが、やはり寄附者の皆様方が、郷党ではないかもわかりませんが、こういったまんのう町の環境に対して、こういった自然の美しさ、これを守るお気持ちがもっともっただけたらうれしいなという思いで聞いておりました。この7.4%をぐっと、総量も上げていかないかんですけども、その総量を上げながら、この今の環境保全にかける7.4%を上げる手法としまして、例えば美しいまちづくりまんのう町を掲載して、同事業の内容と取り組む姿をPRして、キャンペーン実施とか、返礼商品の内容の検討とか、こういったことを行って、このふるさと納税総件数と金額双方、その中でまたこの2番目にある環境の保全に充当できる総額をしっかりと増やしていきたいんですが、こういったことにも御尽力いただければと思います。

本当に、今日、抽象的な質問ばかりでお答えに御苦労かけました。それにもかかわらず、長時間にわたりまして御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。本日の御回答、これはたたき台になると思うんですが、これを基に、ほかで進んでいる農業関係の施策とかもろもろと絡めながら、なるべく町全体に草が生えているところなくなるように取り組んでいきたいと思っております。

この耕作が放棄された里地とか、管理が放棄された里山、これ、重荷に考えずに、美しいまんのう町を形成する資源へと変革していけるように、何とか一生懸命取り組んでみたいと思っております。ぜひこれも全庁的に、各課横断的にこの課題を共有していただければと思います。

最後になりますが、本当に度重なる御答弁ありがとうございます。町長様の今の頭の中にある、今日のはちょっととっぴな提案なんですが、聞かれて、御感想と、これからの取組についてお気持ちを聞かせていただけたらと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、美しいまちづくり事業におけるふるさと納税の増大についての御質問にお答えいたします。

令和4年7月に幸南食糧株式会社様から子供たちの未来を支援するとともに、地域活性化としてのひまわり推進事業に役立ててもらいたいとの思いから、企業版ふるさと納税1,000万円の御寄附をいただきました。ひまわり推進事業をはじめとする美しいまちづくり事業は関心度が高いと思われますので、情報発信の方法や内容について研究してまいりたいと考えております。

また、返礼品につきましても、拡充してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、本日、石崎議員さんの提示案につきましては、まんのう町の将来像を描く大変重要なことであると認識しております。本町の基本理念であります「誰もが住みよい、住み続けたい町」に基づき、住民との協働による合意形成を図りながら、可能な限り前向きに検討していきたいと考えております。そのためには、官民一体となって、機を逸することなく、速やかに対応できる体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。非常に元気が出るお言葉をいただきました。お礼申し上げます。

住みやすい町まんのうであって、住んでみたい町まんのう、それから、訪れてみたい町まんのう町、ふるさとと自然と人が美しく共存するまんのう、そして、まんのう町から一度離れた人も、私が好きなのですが、同様のふるさとの歌詞のように、非常にふるさとに持つ郷愁、これが生まれるような、自分が生まれて、自分を育ててくれたふるさとまんのう町の原風景に郷愁が湧く、こういうふうな町であって、そこで育ってくれる環境であったりとか、こういったものをつくり上げて、未来の住民へバトンタッチをしていくと、こういうことができれば、本当にすばらしいなと思っております。急な人口の増加、それは無理かもわかりません。でもここに住んでみたい、ここに来てみたい、それから、この空気を吸ってみたい、満濃池を眺めてみたい、こういった人が一人でも多くなりますように、微力ですが取り組んでまいりたい所存でございます。どうぞお力添えいただきまして、今後もまんのう町の自然環境、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○白川正樹議長 以上で、2番、石崎保彦君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、3月8日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 3 時 4 7 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月7日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員